

はしがき

本書のコンセプトと構成

労務相談なのに、なぜ「民法から読み解く」のでしょうか

本書は、「労務相談」に応じ、あるいは労働紛争の解決のために、たくさんの事例（Question）を用いて、最新情報を提供し、適切な解決を導くことを目的にした本です。理論に通じた大学の研究者と、実務に通じた弁護士が、協力して執筆を担当しています。

しかし、本書の何よりの特色は、副題にあるように、労務相談を「民法で読み解く」とする点です。なぜ労務相談なのに民法で解決を導く必要があるのでしょうか。これを説明しましょう。

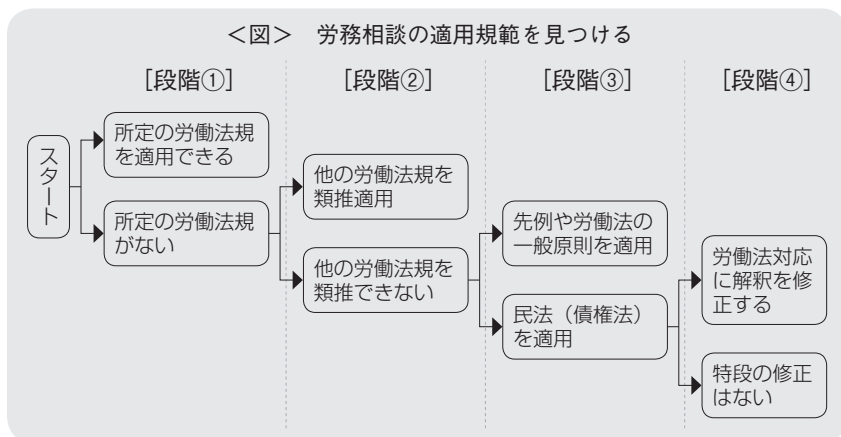
例えば、労働についての困りごとで相談を受けたときや、企業の人事関係会議や行政のADRなどで労働紛争を任されたとき、私たちはどのような思考をたどって、解決に取り組んでいるのでしょうか。最初にやるべきことは、はっきりしています。相談者や紛争の関係者の言い分を、予断を持たずにしっかり聞いて、記録し、整理することです。では、2番目にやることは何でしょうか？それは、解決のための「規範」を探し出すことです。

相談を受けたり解決を任されたりした人は、自分だけの常識や勘ではなく、法的な「規範」に基づき解決する必要があります。定められた規範によらないと、誰もが納得できる、安定した解決になりません。では、その規範はどこにあり、どのように探したらよいのでしょうか。

規範探しの4段階

一般的にいうと、労働相談や紛争などで解決規範を探すにあたって、私たちは次のような思考をたどるのではないのでしょうか。次頁の<図>をご覧ください（野田進「労働契約法と債権法との関係性」日本労働法学会誌123号（2014年）3頁より抜粋）。まず、[段階①]として、相談を受けた問題や紛争に対して労働法の法令にぴったりの条文がある場合には、その規定を適用します。

労働の問題だから、労働法の条文のどこかに定めがあるかということ、そうはいきません。勉強したことのある人ならご存じのように、労働法の法令には、



働く人がぶつかる問題のうちごく一部についてしか定めを設けていません。たしかに、例えば、労基法の労働時間の領域は、法令で例外的に詳しく定められていますから、かなりの問題が法令だけで解決が見つかるかもしれません。しかし、採用内定、試用期間、人事異動、昇進・昇格、業務命令、病気休職、競業避止義務、辞職や希望退職等々の問題、さらには最近話題の、兼業・副業やテレワーク……、こういった企業で日常的に起こる人事措置について、労働法はなんら解決のための規範を提供していません。定めがあるとしても、ごく簡単なものでしかない場合もあります（懲戒、出向、解雇、争議行為など）。

もし、問題や紛争にぴったりの労働法規がないときには、[段階②]に進み、ぴったりではないけれど趣旨が似ていると考えられる労働法規の条文を類推適用するという手法が可能です。しかし、そのような労働法規もないときには、さらに、[段階③]に進み、先例や労働者保護とか労使対等であるとかの一般原則によることが考えられます。

民法の規定の適用

以上をもってしても、よるべき先例がなく、労働法上の一般原則からも解決できないときには、労働法が民法の特別法であるという関係から、一般法である民法の規定を適用して解決を導くべきだということにもなります。その場合には、[段階④]に進み、民法の規定の解釈を労働法的にアレンジしてよいのか、それをすべきではないのかといった判断に迷います。ざっと、以上のように

な思考の道筋をたどります。

先に述べたように、労働法規に解決のための規範は多いとはいえ（乏しい）ですから、この思考の過程では、実際には、[段階③][段階④]に進むことが多くなります。つまり、多くのケースで、民法の規定を頼りに問題を解決しているのが現実です。私たちは、労働法の問題について、民法の規定に基づき解決を図ることが多いのです。「民法で読み解く」とは、そのことを意味します。

本書の構成は、民法の条文番号に従っています

そうすると、労務相談や労働紛争の解決では、労働法の知識もさることながら、大切なのは民法の規定の理解ということになるでしょう。

しかし、労働法の実務に携わる者にとって、民法は大切だとしても、一からすべてを勉強し直すわけにもいきません。しかも、令和2年4月に民法の大きな改正が施行されており、これを理解するだけでも大変です。そこで、労働法の実務において、もっと効率的な民法の理解を考えてみました。それが、本書の独特の構成です。

本書の構成は、民法1条2項からはじまって、その条文番号にしたがって進行します。編立てでは、Ⅰ民法総則①（通則，人）→Ⅱ民法総則②（法律行為および消滅時効）→Ⅲ債権総則→Ⅳ契約総則→Ⅴ契約各論（貸借型契約，雇用契約，請負・委任契約）→Ⅵ不法行為・事務管理という流れで、民法の各条文を通じて関係の労働法上の問題を検討します。

この方法で、労務相談や紛争解決のために必要な民法規範を取り出し、労働問題について**民法の理解**をマスターすることができます。もちろん、そこに生ずる労働・労務関係の問題は、*Question* や判例を通じて**労働法の理解**で解説します。なお、民法の条文と労働法規との関係が解るように、労働法からの「逆目次」(XX頁以下参照)も作成しています。

「股眼鏡」のテクニックでもあります

「天の橋立」で有名な、股眼鏡（まためがね）や股のぞきをご存じでしょうか。同じ景色なのに、股の間から逆さまの視点で眺めてみると、いつもと違う別の絶景を楽しむことができるのです。これと同じテクニックで、民法の条文の側から、労働法の各規定を見直すと、労働法の規定について、これまで気づかな

かった新しい問題や論点に気づかされます。それにより、民法だけでなく、労働法の理解も深まることとなります。ぜひ、試してください。

協力・分業体制で本書はできました

こうして、労働法の専門家（野田）と民法の専門家（鹿野、吉永）とが編者となり、協力して本書の構成を考えました。そのうえで、民法の各条文に関わる労働法の問題や論点について、*Question* から出発して解説を加えました。各設問の執筆担当は、第一線で活躍する、研究者と弁護士です。執筆内容は、これら編者と執筆者の分業と協力体制の中でできあがりしました。

そして、有斐閣書籍編集部京都支店の一村大輔氏は、本書のスタートの段階から、発案、企画、編集の細かな作業まで、牽引してくださいました。一村氏の「あきらめない力」と熱意があればこそ、本書は刊行にまで到達することができました。編者・執筆者を代表して、この場を借りて感謝申し上げます。

2020年10月

編 者

執筆者紹介 (50 音順)

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 坏 由美子 (あくつ ゆみこ) | 弁護士 |
| 浅野 高宏 (あさの たかひろ) | 北海学園大学法学部教授, 弁護士 |
| 井川 志郎 (いかわ しろう) | 山口大学経済学部准教授 |
| 石崎 由希子 (いしざき ゆきこ) | 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授 |
| 内田 靖人 (うちだ やすひと) | 弁護士 |
| 鹿野 菜穂子 (かの なおこ) | 慶応義塾大学大学院法務研究科教授 (編者) |
| 龔 敏 (きょう びん) | 久留米大学法学部教授 |
| 古賀 修平 (こが しゅうへい) | 宮崎産業経営大学法学部専任講師 |
| 小山 敬晴 (こやま たかはる) | 大分大学経済学部准教授 |
| 小山 博章 (こやま ひろあき) | 弁護士 |
| 塩見 卓也 (しおみ たくや) | 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授, 弁護士 |
| 新屋敷 恵美子 (しんやしき えみこ) | 九州大学大学院法学研究院准教授 |
| 杉原 知佳 (すぎはら ともか) | 弁護士 |
| 高橋 賢司 (たかはし けんじ) | 立正大学法学部准教授 |
| 竹村 和也 (たけむら かずや) | 弁護士 |
| 中村 和雄 (なかむら かずお) | 弁護士 |
| 中山 達夫 (なかやま たつお) | 弁護士 |
| 野田 進 (のだ すすむ) | 九州大学名誉教授 (編者) |
| 早津 裕貴 (はやつ ひろたか) | 金沢大学人間社会研究域法学系准教授 |
| 本庄 淳志 (ほんじょう あつし) | 静岡大学人文社会科学部准教授 |
| 皆川 宏之 (みながわ ひろゆき) | 千葉大学大学院社会科学研究院教授 |
| 柳澤 武 (やなぎさわ たけし) | 名城大学法学部教授 |
| 山川 和義 (やまかわ かずよし) | 広島大学大学院人間社会科学研究院教授 |
| 山下 昇 (やました のぼる) | 九州大学大学院法学研究院教授 |
| 山畑 茂之 (やまはた しげゆき) | 弁護士 |
| 吉永 一行 (よしなが かずゆき) | 東北大学大学院法学研究科教授 (編者) |

目 次

I 民法総則①——通則, 人 1

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 安全配慮義務 (民1条2項, 労契5条) —— (山下 昇)—— | 2 |
| | 民法の理解 | 2 |
| | (1) 安全配慮義務 (2) (2) 債務不履行と不法行為 (2) | |
| | 労働法の理解 | 3 |
| | (1) 労働契約上の使用者の義務 (3) (2) 安全配慮義務の内容 (4) | |
| | (3) 会社法上の取締役の責任 (4) (4) 直接の契約関係のない当事者の安全配慮義務 (5) (5) 派遣先企業の派遣労働者に対する安全配慮義務 (5) | |
| | (6) Question の検討 (6) | |
| 2 | 職場環境配慮義務 (民1条2項, 労契3条4項・5条) —— (坏 由美子)—— | 7 |
| | 民法の理解 | 7 |
| | 労働法の理解 | 7 |
| | (1) 労働分野における「安全配慮義務」の定めと同義務の実務上の展開 (7) | |
| | (2) 職場のセクハラに使用者の責任を認めるに至った裁判例 (8) | |
| | (3) セクハラに関する規定 (8) (4) Question について (9) (5) イビデン事件判決について (10) | |
| 3 | 秘密保持義務・誠実義務 (民1条2項, 労契3条4項) —— (皆川 宏之)—— | 12 |
| | 民法の理解 | 12 |
| | (1) 付随義務・保護義務 (12) (2) 契約終了後の義務 (12) | |
| | 労働法の理解 | 13 |
| | (1) 労働者の誠実義務 (13) (2) 秘密保持義務 (13) (3) 競業避止義務 (15) | |
| 4 | 配転命令権の濫用 (民1条3項) —— (中山 達夫)—— | 17 |
| | 民法の理解 | 17 |
| | (1) 権利濫用 (17) (2) 権利濫用の効果 (18) | |
| | 労働法の理解 | 18 |
| | (1) 労働法上の権利濫用 (18) (2) 配転命令権の濫用 (18) | |
| 5 | 出向命令権の濫用 (民1条3項, 労契14条) —— (中山 達夫)—— | 24 |
| | 民法の理解 | 24 |
| | (1) 権利濫用 (24) (2) 権利濫用の効果 (24) | |
| | 労働法の理解 | 24 |
| | (1) 労働法上の権利濫用 (24) (2) 出向命令権の濫用 (25) | |
| 6 | 懲戒権の濫用 (民1条3項, 労契14条) —— (中山 達夫)—— | 30 |
| | 民法の理解 | 30 |
| | (1) 権利濫用 (30) (2) 権利濫用の効果 (30) | |

| | |
|---|----|
| 労働法の理解 | 30 |
| (1) 労働法上の権利濫用 (30) (2) 懲戒権の意義等 (31) (3) 懲戒権の濫用 (33) | |
| 7 外国法人 (民3条2項, 法適用) ————— (井川 志郎)— | 37 |
| 民法の理解 | 37 |
| (1) 外国人および外国法人の権利義務の帰属主体性 (37) (2) 抵触法 (37) | |
| 労働法の理解 | 39 |
| (1) 労働契約準拠法 (39) (2) 国際的強行法規たる労働法規 (40) | |
| 8 未成年者の法律行為 (民5条, 労基58条・59条) ————— (新屋敷 恵美子)— | 42 |
| 民法の理解 | 42 |
| (1) 成年年齢と未成年者の法律行為 (42) (2) 契約内容と民法による制限 (42) (3) 契約の解除 (43) | |
| 労働法の理解 | 43 |
| (1) 契約の締結に対する制限 (43) (2) 労働時間や業務内容についての制限 (44) (3) 契約の解除 (44) | |
| 9 労働組合の解散 (民33条, 一般法人, 労組10条) ————— (竹村 和也)— | 47 |
| 民法の理解 | 47 |
| (1) 法人の種類 (47) (2) 法人に関する法制度 (47) (3) 一般社団法人の解散と残余財産の帰属 (48) | |
| 労働法の理解 | 48 |
| (1) 労働組合と法人格 (48) (2) 労働組合の解散 (49) (3) 残余財産の帰属 (49) (4) 労働組合の「分裂」 (50) | |

II 民法総則②——法律行為および消滅時効 51

| | |
|--|----|
| 10 非正規労働者の労働条件格差 | |
| (民90条, パート有期8条・9条, 労派遣30条の3など) ——— (山畑 茂之)— | 52 |
| 民法の理解 | 52 |
| 労働法の理解 | 53 |
| (1) 非正規労働者の労働条件格差と公序良俗 (53) (2) 労契法旧20条 (54) (3) パート有期法8条・9条 (55) (4) 補論 (57) | |
| 11 国籍等を理由とする差別 (民90条, 労基3条) ————— (竹村 和也)— | 59 |
| 民法の理解 | 59 |
| (1) 契約自由の原則と公序良俗違反 (59) (2) 憲法14条と公序良俗違反 (59) | |
| 労働法の理解 | 60 |
| (1) 強行法規としての労基法3条 (60) (2) 労働条件 (60) (3) 差別意思 (60) (4) 国籍による差別 (61) (5) 信条による差別 (62) | |

| | |
|---|----|
| 12 競業避止義務 (民 90 条) ————— (山畑 茂之) —63 | |
| 民法の理解 | 63 |
| (1) 公序良俗 (民法 90 条) (63) (2) 公序良俗に反する行為の類型 (63) | |
| 労働法の理解 | 64 |
| (1) 在職中の競業避止義務 (64) (2) 退職後の競業避止義務 (64) | |
| (3) 競業避止義務に違反した場合の効果 (法的措置) (66) | |
| 13 女性であることを理由とする賃金差別 (民 90 条・2 条, 労基 4 条) — (中村 和雄) —68 | |
| 民法の理解 | 68 |
| 労働法の理解 | 68 |
| (1) 労基法と均等法 (68) (2) 賃金制度上の差別 (69) (3) 考課・査定による賃金差別 (69) | |
| (4) 家族手当などの差別 (70) (5) 労基法 4 条違反の効果 (70) | |
| (6) 均等法による女性差別の禁止 (71) (7) 均等法違反の効果 (71) | |
| (8) 「同一価値労働同一賃金」との関係 (72) | |
| 14 性別差別と公序良俗違反 (民 90 条・2 条, 均等 6 条・7 条) — (柳澤 武) —74 | |
| 民法の理解 | 74 |
| 労働法の理解 | 75 |
| (1) 性差別的な基準の禁止 (75) (2) 間接性差別 (75) (3) 早期退職優遇制度と使用者の承諾 (76) | |
| (4) 性的マイノリティへの配慮 (76) | |
| 15 任意規定と異なる意思表示 (民 91 条, 均等 9 条 3 項, 育介 10 条) | |
| ————— (坪 由美子) —78 | |
| 民法の理解 | 78 |
| (1) 民法 91 条——契約自由の原則とその限界に関する定め (78) (2) 契約に関する強行規定とは (79) | |
| 労働法の理解 | 79 |
| (1) 契約自由の原則の定めは労働関係においても存する (79) (2) 均等法, 育介法の禁ずる不利益取扱いとの関係 (79) | |
| (3) 均等法 9 条 3 項や育介法 10 条は強行規定か (80) (4) Question のモデル裁判例とその判旨 (80) | |
| (5) Question についての整理 (81) (6) 同意原則に対する解釈としての歯止め (81) | |
| 16 強行的・直律的効力 (民 91 条, 労基 13 条) ————— (柳澤 武) —83 | |
| 民法の理解 | 83 |
| (1) 強行法規の意義 (83) (2) 脱法行為 (83) (3) まとめ (84) | |
| 労働法の理解 | 84 |
| (1) 労基法に違反した場合 (84) (2) パート有期法違反 (85) | |
| 17 事実たる慣習 (民 92 条) ————— (塩見 卓也) —87 | |
| 民法の理解 | 87 |
| 労働法の理解 | 88 |
| (1) 労使慣行と「事実たる慣習」 (88) (2) 裁判例の考え方への批判 (89) | |
| (3) 有力説の考え方 (90) (4) Question へのあてはめ (90) | |

| | |
|---|-----|
| 18 錯誤 (民 95 条) ————— (塩見 卓也)—92 | |
| 民法の理解 | 92 |
| 労働法の理解 | 93 |
| (1) 公序違反の慣行に基づく意思表示 (93) | |
| (2) 解雇事由ありと錯誤した退職の意思表示 (94) | |
| (3) 詐欺的行為による退職の意思表示 (95) | |
| (4) Question へのあてはめ (95) | |
| 19 詐欺または強迫 (民 96 条) ————— (塩見 卓也)—96 | |
| 民法の理解 | 96 |
| 労働法の理解 | 97 |
| 20 自由な意思に基づく意思表示 (民 90 条・95 条・96 条) — (中村 和雄)—100 | |
| 民法の理解 | 100 |
| 労働法の理解 | 101 |
| (1) 労基法 2 条 1 項 (101) | |
| (2) 「自由意思」についての裁判所の解釈 (102) | |
| 21 意思表示の効力発生 (民 97 条) ————— (井川 志郎)—105 | |
| 民法の理解 | 105 |
| (1) 到達主義と発信主義 (105) | |
| (2) 申込みの意思表示の撤回 (105) | |
| 労働法の理解 | 106 |
| (1) 退職の意思表示 (106) | |
| (2) 撤回可能性 (107) | |
| (3) 合意解約の成立時期 (108) | |
| 22 無効行為の追認 (民 119 条) ————— (坏 由美子)—110 | |
| 民法の理解 | 110 |
| 労働法の理解 | 111 |
| (1) 労基法 20 条 1 項本文の定め (111) | |
| (2) 予告義務を免除される場合 (労基法 20 条 1 項但書) とは (111) | |
| (3) 労基法 20 条に反した解雇の効力 (112) | |
| (4) まとめ (113) | |
| 23 採用内定 (民 522 条 1 項・127 条・135 条) ————— (杉原 知佳)—116 | |
| 民法の理解 | 116 |
| (1) 契約の成立の考え方 (116) | |
| (2) 「条件」および「期限」 (116) | |
| (3) 期間の定めのない雇用の解約の申入れ (117) | |
| 労働法の理解 | 117 |
| (1) 労働契約の成立 (117) | |
| (2) 採用内定の法的性質 (117) | |
| (3) 採用内定取消しの適法性 (117) | |
| (4) 採用内定取消しと解雇予告 (119) | |
| (5) 採用内定取消しと損害賠償 (119) | |
| (6) 採用内定の辞退について (119) | |
| (7) Question への回答 (119) | |
| 24 消滅時効① (賃金・退職金) (民 166 条, 労基 115 条) — (古賀 修平)—121 | |
| 民法の理解 | 121 |
| (1) 債権の消滅時効の起算点と期間 (121) | |
| (2) 時効の完成猶予・更新 (122) | |
| (3) 時効の援用 (122) | |
| 労働法の理解 | 123 |

x 目 次

(1) 労基法 115 条と令和 2 年労基法改正 (123) (2) 時効の更新・完成猶予 (中断・停止) (124)

25 消滅時効②(労災の損害賠償請求) (民 167 条・724 条の 2) — (古賀 修平)—125

民法の理解125

(1) 人の生命・身体への侵害に係る損害賠償請求権の消滅時効期間 (125)

(2) 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間との差異の解消 (125)

(3) 債務不履行による損害賠償請求権の時効の起算点 (126)

労働法の理解126

(1) 労働災害に被災した労働者による使用者に対する損害賠償請求権と時効 (126) (2) じん肺訴訟と時効の起算点 (126) (3) 石綿 (アスベスト) 訴訟と時効の起算点 (127) (4) 労災保険法上の時効 (127)

Ⅲ 債権総則 129

26 債務不履行(使用者および労働者の契約上の義務) (民 415 条) — (石崎 由希子)—130

民法の理解130

(1) 債務不履行に基づく損害賠償請求 (130) (2) 不法行為に基づく損害賠償請求との関係 (131)

労働法の理解132

(1) 労働契約の基本的義務 (132) (2) 労働契約の付随義務 (133)

27 過失相殺 (民 418 条) — (山下 昇)—135

民法の理解135

(1) 債務不履行としての安全配慮義務違反 (135) (2) 過失相殺の趣旨 (135) (3) 過失相殺の対象 (136)

労働法の理解136

(1) 安全配慮義務違反と過失相殺・素因減額 (136) (2) 過失相殺 (137)

(3) 素因減額 (138) (4) 労災保険給付と民事賠償責任の調整 (138)

28 賠償予定・違約金 (民 420 条, 労基 16 条) — (内田 靖人)—140

民法の理解140

労働法の理解140

(1) 労基法 16 条 (140) (2) 実務上問題となるケース (141)

29 弁済の提供の方法①(労働義務・労務指揮権) (民 493 条) — (石崎 由希子)—144

民法の理解144

労働法の理解145

(1) 労働契約における債務の本旨 (145) (2) 指揮命令による労働義務の特定 (145) (3) 指揮命令権の範囲 (146)

30 弁済の提供の方法②(リハビリ勤務などの賃金請求権) (民 493 条) — (竹村 和也)—148

民法の理解148

(1) 弁済の提供 (148) (2) 弁済の提供の方法 (148)

労働法の理解149

| | | | | | |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------------------|---|------------------------|-----|
| | (1) 労働契約における労働者の労働義務（債務）（149） | (2) 債務の本旨に従った履行（149） | (3) 従前と異なる労働の提供（150） | (4) リハビリ出勤（151） | |
| 31 | 就労請求権 | —————（杉原 知佳）————— | | | 152 |
| | 民法の理解 | | | | 152 |
| | (1) 受領遅滞に関する民法の規定（152） | (2) 売買契約の場合の受領義務について（152） | (3) 受領義務の有無について（153） | | |
| | 労働法の理解 | | | | 153 |
| | (1) 就労請求権に関する裁判例・通説（153） | (2) 最近の学説（154） | | | |
| | (3) 最近の裁判例（大学教員の図書館利用，研究室利用について）（154） | | | | |
| | (4) 私傷病休職終了の場合（155） | (5) 懲戒処分に先立つ，自宅待機の場合（155） | (6) 解雇が不当労働行為により無効である場合の労働委員会の救済について（155） | (7) Question への回答（155） | |
| 32 | 受領義務(使用者による労働受領拒否[ロックアウト]) | （民413条）—（石崎 由希子）— | | | 156 |
| | 民法の理解 | | | | 156 |
| | 労働法の理解 | | | | 157 |
| | (1) 使用者による労働受領拒否（157） | (2) ロックアウトの場合の処理（157） | (3) ロックアウトの正当性（158） | | |
| 33 | 相殺 | （民505条，労基17条・24条）—————（杉原 知佳）————— | | | 160 |
| | 民法の理解 | | | | 160 |
| | (1) 相殺の定義（160） | (2) 相殺の機能（160） | (3) 相殺適状（160） | | |
| | (4) 相殺の方法（160） | (5) 相殺禁止となる債務（161） | | | |
| | 労働法の理解 | | | | 161 |
| | (1) 前借金相殺の禁止（161） | (2) 全額払いの原則と相殺（161） | | | |
| 34 | 更改 | （民513条，労契8条・9条）—————（浅野 高宏）————— | | | 164 |
| | 民法の理解 | | | | 164 |
| | (1) 「更改」とは（164） | (2) 「更改」と債権・債務についての「合意による変更」の違い（164） | (3) 本事例は更改には当たらないこと（165） | | |
| | (4) 本事例で賃金（報酬）の変更合意は認められるのか（165） | | | | |
| | 労働法の理解 | | | | 166 |
| | (1) 問題の所在（166） | (2) 賃金減額事案について（167） | (3) 同意の有無についての慎重な判断（168） | | |

IV 契約総則 171

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|----------------------------|--------|--|-----|
| 35 | 労働者の採用と契約自由の原則 | （民521条1項）—————（杉原 知佳）————— | | | 172 |
| | 民法の理解 | | | | 172 |
| | (1) 契約自由の原則（172） | (2) 契約自由の原則の制限（172） | | | |
| | 労働法の理解 | | | | 173 |
| | (1) 労働法における契約の自由（173） | (2) 採用の自由（173） | (3) 「契 | | |

| | | | |
|-----------|---|-------------------------------|--------------|
| | 約締結の自由」について (173) | (4) 「募集方法の自由」について (174) | |
| | (5) 「選択の自由」について (174) | (6) 採用に当たり、労働者の思想・ | |
| | 信条を理由に拒否できるか否か (175) | (7) Question への回答 (176) | |
| 36 | 労働契約締結における申込みみなしと承諾みなし | | |
| | (民 521・522 条, 労契 18 条・19 条, 労派遣 40 条の 6) —— (高橋 賢司)—— | | |
| | 民法の理解 | | 177 |
| | 労働法の理解 | | 178 |
| | (1) 雇止め法理と無期転換申込権 (178) | (2) 労働契約申込みみなし制度 | |
| | (179) | (3) Question について (180) | |
| 37 | 労働契約の成立 (民 522 条 1 項, 労契 6 条) —— (竹村 和也)—— | | 182 |
| | 民法の理解 | | 182 |
| | (1) 契約の成立 (182) | (2) 申込み (182) | (3) 承諾 (183) |
| | (4) 合意の内容 (183) | (5) 契約締結過程の問題 (183) | |
| | 労働法の理解 | | 183 |
| | (1) 労働契約の成立 (183) | (2) 黙示の労働契約 (184) | (3) 合意され |
| | るべき内容 (184) | (4) 高年齢者雇用安定法に基づく再雇用の拒否 (185) | |
| | (5) 合意された内容 (186) | (6) 契約締結過程の問題 (187) | |
| 38 | 承諾の期間の定めのない申込み (民 525 条・627 条) —— (塩見 卓也)—— | | 189 |
| | 民法の理解 | | 189 |
| | (1) 意思表示の到達 (189) | (2) 到達した意思表示の撤回 (189) | |
| | (3) 「辞職の意思表示」と「合意退職の申込み」(190) | (4) 退職の意思表 | |
| | 示の撤回 (190) | | |
| | 労働法の理解 | | 191 |
| | (1) 退職の意思表示の撤回 (191) | (2) 「辞職の意思表示」と「合意退職 | |
| | の申込み」の区別 (191) | (3) 合意退職の成立時点 (192) | |
| 39 | 債務者の危険負担等 (民 536 条, 労基 26 条) —— (早津 裕貴)—— | | 193 |
| | 民法の理解 | | 193 |
| | (1) 平成 29 年改正前民法における危険負担制度の意義 (193) | (2) 平成 | |
| | 29 年民法改正と危険負担制度の位置付け (194) | | |
| | 労働法の理解 | | 194 |
| | (1) 労働法における危険負担制度の意義 (194) | (2) 労基法 26 条の意義 | |
| | と民法 536 条 2 項との関係 (195) | | |
| 40 | 契約上の地位の移転 | | |
| | (民 539 条の 2・625 条, 労契 14 条・労派遣 2 条 1 号・労働承継 3 条) —— (早津 裕貴)—— | | 199 |
| | 民法の理解 | | 199 |
| | (1) 一般的な債権譲渡・債務引受・契約上の地位の移転に関する規律 (199) | | |
| | (2) 民法 625 条の意義 (200) | (3) 使用者の「権利」(200) | |
| | 労働法の理解 | | 200 |
| | (1) 出向・転籍 (201) | (2) 労働者派遣 (201) | (3) 合併 (202) |
| | (4) 会社分割 (202) | (5) 事業譲渡 (203) | |

| | | |
|----|--|-----|
| 41 | 契約の解除 (民 541 条・542 条) —— (新屋敷 恵美子)—— | 205 |
| | 民法の理解 | 205 |
| | (1) 契約の終了原因と法的構成についての可能性 (205) (2) 催告による解除と催告によらない解除 (206) | |
| | 労働法の理解 | 208 |
| | (1) 企業ごとの休職制度と法的構成 (208) (2) 労働契約に関する特別の制限や原則 (208) (3) 休職事由の消滅 (209) | |
| 42 | 債権者の責めに帰すべき場合の解除制限 (民 543 条) — (新屋敷 恵美子)—— | 211 |
| | 民法の理解 | 211 |
| | (1) 平成 29 年改正民法の趣旨 (211) (2) 債権者の責めに帰すべき事由 (211) | |
| | 労働法の理解 | 212 |
| 43 | 企業における諸規則と約款 (民 548 条の 2・548 条の 3, 労契 7 条) —— (本庄 淳志)—— | 213 |
| | 民法の理解 | 213 |
| | (1) 契約の拘束力 (213) (2) 定型約款の場合 (213) (3) 定型約款規制と労働契約 (214) | |
| | 労働法の理解 | 214 |
| | (1) 就業規則の拘束力 (214) (2) 諸規則のうち何が就業規則なのか (215) | |
| 44 | 定型約款の変更 (民 548 条の 4, 労契 10 条) —— (本庄 淳志)—— | 217 |
| | 民法の理解 | 217 |
| | (1) 契約内容の変更 (217) (2) 定型約款の変更 (217) (3) 定型約款規制の適用可能性 (218) | |
| | 労働法の理解 | 218 |
| | (1) 合意原則と就業規則の合理的変更法理 (218) (2) 就業規則は万能ではない (219) (3) 企業年金規定の不利益変更 (219) | |

V 契約各論——貸借型契約, 雇用契約, 請負・委任契約 221

| | | |
|----|---|-----|
| 45 | 消費貸借 (民 587 条, 労基 24 条) —— (内田 靖人)—— | 222 |
| | 民法の理解 | 222 |
| | (1) 消費貸借契約に関する主な改正点 (222) (2) 民法改正を踏まえた留意点 (223) | |
| | 労働法の理解 | 223 |
| | (1) 労基法 24 条 (223) (2) 給与からの天引きに関する留意点 (224) | |
| 46 | 組合事務所の無償貸与 (民 593 条) —— (竹村 和也)—— | 225 |
| | 民法の理解 | 225 |
| | (1) 使用貸借の成立 (225) (2) 使用貸借の効力 (225) (3) 使用貸借の終了 (226) | |
| | 労働法の理解 | 226 |

| | | |
|-----------|--|-----------------------------|
| | (1) 使用者による組合事務所の無償貸与 (226) | |
| | (2) 労働組合の自主性要件との関係 (227) | (3) 組合事務所の利用制限 (227) |
| | (4) 組合事務所の明渡請求 (227) | |
| 47 | 賃貸借 (民 601 条・借地借家) ————— (小山 博章)—229 | |
| | 民法の理解 | 229 |
| | (1) 民法 (229) | (2) 借地借家法 (229) |
| | 労働法の理解 | 230 |
| | (1) 学説と判例の見解 (230) | (2) 賃貸借に当たると判断された一例 (231) |
| | (3) Question のあてはめ (231) | (4) 従業員としての身分を喪失した場合 (231) |
| 48 | 労働契約の当事者 | |
| | (民 623 条, 労契 2 条, 労基 9 条・10 条, 労組 2 条) ————— (竹村 和也)—233 | |
| | 民法の理解 | 233 |
| | 労働法の理解 | 234 |
| | (1) 労基法・労契法上の労働者 (234) | (2) 労契法上の使用者 (236) |
| | (3) 労基法上の使用者 (238) | (4) 労組法上の労働者 (238) |
| 49 | 労働契約の成立 (民 623 条, 労契 6 条) ————— (竹村 和也)—240 | |
| | 民法の理解 | 240 |
| | 労働法の理解 | 241 |
| | (1) 新規学卒者の労働契約の成立 (241) | (2) 中途採用者の労働契約の成立 (242) |
| | (3) 採用内定の取消し (242) | (4) 内定辞退 (243) |
| | (5) 内定の法律関係 (243) | |
| 50 | 労働時間の意義 (民 623 条, 労基 32 条) ————— (杉原 知佳)—245 | |
| | 民法の理解 | 245 |
| | 労働法の理解 | 245 |
| | (1) 労基法上の「労働時間」の定義と判断基準 (245) | (2) 「始業時刻」前後の時間 (246) |
| | (3) 「終業時刻」前後の時間 (247) | (4) 「休憩時間」かどうか問題となる時間 (247) |
| | (5) 出張の際の往復に要する移動時間 (247) | (6) 研修・教育活動の時間 (248) |
| | (7) 企業の行事の時間 (248) | (8) 健康診断の時間 (248) |
| | (9) 残業 (時間外労働) 時間について (248) | (10) Question への回答 (249) |
| 51 | 時間外労働の制限(固定残業代) (民 623 条, 労基 36 条・37 条) — (中山 達夫)—250 | |
| | 民法の理解 | 250 |
| | 労働法の理解 | 250 |
| | (1) 時間外労働 (250) | (2) 割増賃金 (251) |
| 52 | 年次有給休暇 (民 623 条, 労基 39 条) ————— (龔 敏)—257 | |
| | 民法の理解 | 257 |
| | (1) ノーワーク・ノーペイの原則と年休権行使の効果 (257) | (2) 年休権と制限種類債権・選択債権 (257) |
| | (3) 改正民法による短期時効消滅の廃止と年休権の時効 (258) | |

| | |
|---|-----|
| 労働法の理解 | 258 |
| (1) 年次有給休暇の取得要件と付与方法 (258) | |
| (2) 年休権の権利構造 (二分説) (259) | |
| (3) 労働者の時季指定権と使用者の時季変更権 (259) | |
| (4) 計画年休制度 (260) | |
| (5) 使用者による時季指定 (261) | |
| (6) 年休の自由利用と繰越 (261) | |
| (7) 年休取得と不利益取扱い (261) | |
| 53 報酬支払時期 (民 624 条, 労基 24 条・25 条) —— (龔 敏)—— | 263 |
| 民法の理解 | 263 |
| (1) 賃金の後払いの原則 (263) | |
| (2) 期間によって定めた報酬 (263) | |
| (3) 当事者間の合意による賃金の支払時期 (264) | |
| 労働法の理解 | 264 |
| (1) 毎月 1 回以上・定期日払いの原則 (264) | |
| (2) 毎月 1 回以上・定期日払いの原則の例外 (264) | |
| (3) 非常時払い (265) | |
| (4) 労働者の死亡または退職時の賃金支払いの特例 (266) | |
| 54 履行の割合に応じた報酬 (民 624 条の 2, 労基 25 条) —— (山川 和義)—— | 268 |
| 民法の理解 | 268 |
| (1) 雇用契約における履行の割合に応じた報酬の内容 (268) | |
| (2) 履行の割合に応じた報酬請求権の発生要件 (268) | |
| (3) 民法 624 条の 2 と異なる定め効力 (269) | |
| 労働法の理解 | 269 |
| 55 使用者の権利譲渡の制限 (民 625 条, 労働承継 3 条・4 条・5 条) — (竹村 和也)—— | 271 |
| 民法の理解 | 271 |
| 労働法の理解 | 271 |
| (1) 使用者の権利の譲渡 (271) | |
| (2) 出向・転籍 (272) | |
| (3) 合併 (273) | |
| (4) 事業譲渡 (274) | |
| (5) 会社分割 (275) | |
| 56 期間の定めのある労働契約の解約 (民 626 条, 労基 14 条) — (中村 和雄)—— | 279 |
| 民法の理解 | 279 |
| 労働法の理解 | 280 |
| (1) 労基法による修正 (280) | |
| (2) 上限規制の意義と効果 (281) | |
| (3) 契約期間制限違反の効果 (282) | |
| (4) 解雇予告 (282) | |
| (5) 有期労働契約の無期労働契約への転換 (労契法 18 条) (282) | |
| 57 期間の定めのない労働契約の解約 (民 627 条, 労契 16 条) — (中村 和雄)—— | 285 |
| 民法の理解 | 285 |
| 労働法の理解 | 286 |
| (1) 解雇権濫用法理 (286) | |
| (2) 解雇権濫用の判断基準 (286) | |
| (3) 労働能力を理由とする解雇 (287) | |
| (4) 労働者の行為・態度を理由とする解雇 (288) | |
| (5) 整理解雇 (288) | |
| (6) 4 要件 (要素) の内容 (289) | |
| 58 解雇の禁止 (民 627 条, 労基 19 条) —— (山畑 茂之)—— | 291 |
| 民法の理解 | 291 |
| 労働法の理解 | 292 |
| (1) 労基法 19 条による解雇制限 (292) | |
| (2) 業務上の傷病による休業 | |

| | | | | | |
|--|---------------------|---------------------------------------|---|-------------------------------|-------------------------|
| | (292) | (3) 産前産後の休業 (293) | (4) 解雇制限の効果 (293) | | |
| | (5) 解雇制限の適用除外 (294) | | | | |
| 59 やむを得ない事由による雇用の解除 (民 628 条, 労契 17 条 1 項) — (塩見 卓也)—296 | | | | | |
| 民法の理解 | | | | 296 | |
| (1) 「やむを得ない事由」についての民法学上の考え方 (296) | | (2) 過失ある当事者の損害賠償責任 (297) | | | |
| 労働法の理解 | | | | 297 | |
| (1) 有期雇用労働者の解雇 (297) | | (2) 労働者からの退職における「やむを得ない事由」の適用除外 (299) | (3) Question へのあてはめ (299) | | |
| 60 黙示の更新 (民 629 条) ————— (塩見 卓也)—300 | | | | | |
| 民法の理解 | | | | 300 | |
| 労働法の理解 | | | | 301 | |
| (1) 黙示の更新についての学説の状況 (301) | | (2) 黙示の更新についての裁判例 (302) | (3) 労契法 19 条 (雇止め法理) (303) | | |
| 61 解除の非遡及効 (民 630 条, 労基 58 条 2 項) ————— (山川 和義)—305 | | | | | |
| 民法の理解 | | | | 305 | |
| 労働法の理解 | | | | 305 | |
| 62 破産手続の開始による解約申入れ (民 631 条, 賃確 7 条) — (内田 靖人)—308 | | | | | |
| 民法の理解 | | | | 308 | |
| (1) 解雇に関する民法上の原則 (308) | | (2) 破産手続の開始による雇用契約の解約申入れ (308) | | | |
| 労働法の理解 | | | | 309 | |
| (1) 使用者からの雇用契約の解約申入れ (309) | | (2) 使用者の破産手続開始と賃金 (310) | | | |
| 63 役務提供契約 | | | | | |
| (民 623 条・632 条・643 条, 労契 2 条, 労基 9 条・10 条, 労組 2 条) — (皆川 宏之)—313 | | | | | |
| 民法の理解 | | | | 313 | |
| (1) 役務提供契約 (313) | | (2) 雇用・請負・委任の特徴と区別 (313) | | | |
| 労働法の理解 | | | | 314 | |
| (1) 労働法上の「労働者」(314) | | (2) 労基法上の「労働者」(314) | | | |
| (3) 労契法上の「労働者」(316) | | (4) 労組法上の「労働者」(316) | | | |
| 64 業務請負契約における注文者の義務 (民 632 条, 労安衛 29 条) — (浅野 高宏)—318 | | | | | |
| 民法の理解 | | | | 318 | |
| (1) 被災労働者保護と発注者——元請企業の責任 (318) | | (2) 請負契約の特殊性——下請企業の独立裁量 (318) | (3) 被災労働者が損害賠償請求をするには 2 つの法律構成がある (318) | (4) 注文者の被災労働者に対する損害賠償責任 (319) | (5) 元請企業・下請負企業の責任 (320) |
| 労働法の理解 | | | | | 321 |
| 65 委任 (取締役の契約上の地位) (民 643 条, 会社 330 条) — (小山 博章)—323 | | | | | |
| 民法の理解 | | | | 323 | |

| | | | | | |
|-------------------------|--|---|----------------------------------|------------------------------------|--|
| | (1) 契約解除について (323) | (2) 報酬について (324) | (3) 懲戒処分 の適用の有無について (324) | (4) 労災法の適用の有無 (324) | |
| | 労働法の理解 | | | | 325 |
| | (1) 取締役就任後も従業員（使用人）としての待遇を受けられるか (325) | (2) 懲戒処分の可否 (325) | (3) 労災法の適用の可否 (326) | | |
| 66 | 新たな委任・請負形態 —— (竹村 和也) —— | | | | 327 |
| | 民法の理解 | | | | 327 |
| | (1) 多様な働き方 (327) | (2) 典型契約と非典型契約 (327) | (3) クラ ウドワーク (327) | (4) フランチャイズ契約 (329) | |
| | 労働法の理解 | | | | 329 |
| | (1) クラウドワークについて (329) | (2) フランチャイズ契約について (331) | (3) 労働関係諸法規以外による規制 (331) | | |
| VI 不法行為・事務管理 333 | | | | | |
| 67 | 事務管理 (民 697 条) —— (浅野 高宏) —— | | | | 334 |
| | 民法の理解 | | | | 334 |
| | 労働法の理解 | | | | 335 |
| | (1) 労働事件で事務管理が問題となる事例とは (335) | (2) 雇止めの係争 期間中における労働者の社会保険料の立替払いと事務管理の成否 (335) | | | |
| | (3) 解雇係争期間中の使用者による社宅賃料の立替払いと事務管理の成否 (336) | (4) 業務に必要な通信費等を労働者が立替払いした場合の事務管 理の成否 (336) | | | |
| 68 | 使用者の不法行為 (民 709 条, 労基 84 条) —— (浅野 高宏) —— | | | | 338 |
| | 民法の理解 | | | | 338 |
| | (1) 法人が不法行為責任を負う場合とは (338) | (2) 法人の代表者（機 関）の加害行為と法人の不法行為責任 (338) | (3) 従業員の加害行為と法 人の不法行為責任 (339) | (4) 法人自体の不法行為責任を追及する意義と は (339) | (5) 法人自体の不法行為責任を問う場合の法的構成と理論的 上の問題点 (339) |
| | (6) 客観的過失論による問題の克服 (340) | (7) 法人 自体の不法行為責任に関する裁判例 (340) | | | |
| | 労働法の理解 | | | | 341 |
| | (1) 労働法コンプライアンスの意識の高まりと企業の責任 (341) | | | | |
| | (2) 判例の立場（電通事件最高裁判決と使用者の健康配慮義務）(342) | | | | |
| | (3) 労災保険給付と損害賠償との調整 (343) | | | | |
| 69 | 労働者の不法行為 (民 709 条) —— (塩見 卓也) —— | | | | 345 |
| | 民法の理解 | | | | 345 |
| | 労働法の理解 | | | | 346 |
| | (1) 労働者の責任制限 (346) | (2) 手段債務性と労働者の注意義務 (346) | | | |
| | (3) 報償責任・危険責任の原理 (347) | (4) 労働者の従属性 (347) | | | |

| | | | | | |
|-----------|---|------------------------------------|--|--|--------------------------------|
| | (5) 賠償範囲の限定 (348) | (6) 故意による場合 (348) | (7) 賃金からの控除の原則禁止 (349) | (8) Question へのあてはめ (349) | |
| 70 | 不法行為と労災補償 (民 709 条, 労基 75 条以下, 労災 7 条) —— (野田 進)—— | | | | 351 |
| | 民法の理解 | | | | 351 |
| | (1) 不法行為法による救済の限界 (351) | (2) 不法行為法の発展 (352) | | | |
| | 労働法の理解 | | | | 352 |
| | (1) 不法行為から災害補償へ・災害補償から労災保険へ (352) | (2) 労災保険の制度概要 (353) | (3) 業務上・外の認定——業務と災害の因果関係 (業務起因性) (353) | (4) 脳・心臓疾患の労災認定基準 (354) | |
| 71 | 争議行為と損害賠償(正当性のない争議行為と損害賠償(違法ピケティング等)) (民 709 条, 労組 8 条) —— (小山 敬晴)—— | | | | 357 |
| | 民法の理解 | | | | 357 |
| | (1) 総論 (357) | (2) 債務不履行 (357) | (3) 不法行為 (358) | (4) 損害賠償の範囲 (358) | (5) 違法性阻却 (358) |
| | 労働法の理解 | | | | 359 |
| | (1) 総論 (359) | (2) 争議行為の定義 (359) | (3) 争議行為の正当性 (359) | (4) 違法争議行為の責任主体 (361) | |
| 72 | 使用者責任 (民 715 条) —— (小山 博章)—— | | | | 362 |
| | 民法の理解 | | | | 362 |
| | (1) 使用者責任の成否 (362) | (2) 求償 (363) | | | |
| | 労働法の理解 | | | | 363 |
| | (1) 使用者責任の成否 (363) | (2) 求償 (364) | | | |
| 73 | 共同不法行為 (民 719 条) —— (浅野 高宏)—— | | | | 368 |
| | 民法の理解 | | | | 368 |
| | (1) 共同不法行為の意義 (368) | (2) 共同不法行為の成立要件についての学説・判例の立場 (368) | (3) 共同不法行為者間の求償と被害者保護 (369) | | |
| | 労働法の理解 | | | | 370 |
| | (1) 労働災害における共同不法行為の活用 (370) | (2) Question へのあてはめ (371) | | | |
| 74 | 過失相殺 (民 722 条 2 項) —— (坏 由美子)—— | | | | 373 |
| | 民法の理解 | | | | 373 |
| | 労働法の理解 | | | | 374 |
| | (1) 労災民事訴訟と過失相殺 (374) | (2) 過労死事例への民法 722 条 2 項類推適用 (374) | (3) 過労自殺事例への民法 722 条 2 項類推適用と適用範囲の規範定立 (374) | (4) 労災民事訴訟におけるその他の「過失相殺又は素因減額」事由 (375) | (5) その他労災のうち既往の精神疾患ありの事例 (376) |
| 75 | 労働組合の街宣活動と名誉毀損 (民 723 条, 労組 8 条) —— (小山 敬晴)—— | | | | 379 |
| | 民法の理解 | | | | 379 |

| | | | |
|--|--|------------------------|-----------------------|
| (1) 組合活動と名誉毀損 (379) | (2) 名誉毀損の定義と名誉毀損の特則 (379) | (3) 名誉棄損の成立要件・効果 (380) | (4) 表現の自由と違法性阻却 (380) |
| 労働法の理解380 | | | |
| (1) 街宣活動の労働法上の論点 (380) | (2) 公益性および真実性 (381) | (3) 表現活動の態様 (382) | |
| 76 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効 | | | |
| (民 724 条・724 条の 2, 労基 3 条・4 条, じん肺 32 条) —— (古賀 修平)——384 | | | |
| 民法の理解384 | | | |
| (1) 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効 (384) | (2) 人の生命または身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効 (384) | | |
| (3) 時効の起算点 (385) | | | |
| 労働法の理解385 | | | |
| (1) 差別的取扱いによる損害賠償請求権と時効 (385) | (2) じん肺訴訟における国家賠償請求権と時効 (386) | | |
| 事項索引 (389) | | | |
| 判例索引 (397) | | | |

〈Column 目次〉

- ① パワーハラスメントに関する事業主の義務 (73)
- ② コロナ禍でのフリーランサーの生活保障 (239)
- ③ 副業・兼業の促進と労働時間の通算 (256)
- ④ 未払い賃金債権を放棄等する労働協約の効力に関する最高裁判決 (267)
- ⑤ 「低成果労働者」の処遇 (290)
- ⑥ 高年法改正による 65 歳～70 歳の就業機会の確保 (307)

労働法規からみた目次

| 関連労働法の条文 | 条文タイトル等 | 本書の項目番号 | 項目タイトル等 | 対応する民法の条文 | 本文の頁数 |
|----------|-------------------------|----------|------------------------|---------------------------|-------|
| 労 契 | | | | | |
| 2 条 | 定 義 | 48 | 労働契約の当事者 | 623 条 | 233 |
| | | 63 | 役務提供契約 | 623 条・ 632 条・ 643 条 | 313 |
| 3 条 4 項 | 労働契約の原則 | 3 | 秘密保持義務・誠実義務 | 1 条 2 項 | 12 |
| 5 条 | 労働者の安全への配慮 | 2 | 職場環境配慮義務 | | 7 |
| | | 1 | 安全配慮義務 | | 2 |
| 6 条 | 労働契約の成立 | 37 | 労働契約の成立 | 522 条 1 項 | 182 |
| | | 49 | 労働契約の成立 | 623 条 | 240 |
| 7 条 | 就業規則による労働契約の内容の決定 | 43 | 企業における諸規則と約款 | 548 条の 2・ 548 条の 3 | 213 |
| 8 条 | 就業規則による労働契約の内容の変更（合理性） | 34 | 更 改 | 513 条 | 164 |
| 9 条 | 就業規則による労働契約の内容の変更（合意） | | | | |
| 10 条 | 就業規則の変更による労働契約の内容の変更 | 44 | 定型約款の変更 | 548 条の 4 | 217 |
| 14 条 | 出 向 | 5 | 出向命令権の濫用 | 1 条 3 項 | 24 |
| | | 6 | 懲戒権の濫用 | | 30 |
| | | 40 | 契約上の地位の移転 | 539 条の 2・ 625 条 | 199 |
| 16 条 | 解 雇 | 57 | 期間の定めのない労働契約の解約 | 627 条 | 285 |
| | | Column ⑤ | 「低成果労働者」の処遇 | | 290 |
| 17 条 1 項 | 契約期間中の解雇等 | 59 | やむを得ない事由による雇用の解除 | 628 条 | 296 |
| 18 条 | 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換 | 36 | 労働契約締結における申込みみなしと承諾みなし | 521 条・ 522 条 | 177 |
| 19 条 | 有期労働契約の更新等 | | | | |

| 労 基 | | | | | |
|----------|-----------------|----------|---------------------|-------------------|-----|
| 3 条 | 均等待遇 | 11 | 国籍等を理由とする差別 | 90 条 | 59 |
| | | 76 | 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効 | 724 条・724 条の 2 | 384 |
| 4 条 | 男女同一賃金の原則 | 13 | 女性であることを理由とする賃金差別 | 2 条・90 条 | 68 |
| | | 76 | 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効 | 724 条・724 条の 2 | 384 |
| 9 条・10 条 | 定 義 | 48 | 労働契約の当事者 | 623 条 | 233 |
| | | 63 | 役務提供契約 | 623 条・632 条・643 条 | 313 |
| 13 条 | この法律違反の契約 | 16 | 強行的・直律的効力 | 91 条 | 83 |
| 14 条 | 契約期間等 | 56 | 期間の定めのある労働契約の解約 | 626 条 | 279 |
| 16 条 | 賠償予定の禁止 | 28 | 賠償予定・違約金 | 420 条 | 140 |
| 17 条 | 前借金相殺の禁止 | 33 | 相 殺 | 505 条 | 160 |
| 19 条 | 解雇制限 | 58 | 解雇の禁止 | 627 条 | 291 |
| 24 条 | 賃金の支払 | 33 | 相 殺 | 505 条 | 160 |
| | | 45 | 消費貸借 | 587 条 | 222 |
| | | 53 | 報酬支払時期 | 624 条 | 263 |
| 25 条 | 非常時払 | 53 | 報酬支払時期 | 624 条 | 263 |
| | | 54 | 履行の割合に応じた報酬 | 624 条の 2 | 268 |
| 26 条 | 休業手当 | 39 | 債務者の危険負担等 | 536 条 | 193 |
| 32 条 | 労働時間 | 50 | 労働時間の意義 | 623 条 | 245 |
| 36 条 | 時間外及び休日の労働 | 51 | 時間外労働の制限 (固定残業代) | 623 条 | 250 |
| 37 条 | 時間外、休日及び深夜の割増賃金 | | | | |
| 38 条 1 項 | 時間計算 | Column ③ | 副業・兼業の促進と労働時間の通算 | | 256 |
| 39 条 | 年次有給休暇 | 52 | 年次有給休暇 | 623 条 | 257 |
| 58 条 | 未成年者の労働契約 | 8 | 未成年者の法律行為 | 5 条 | 42 |
| 58 条 2 項 | | 61 | 解除の非遡及効 | 630 条 | 305 |
| 59 条 | | 8 | 未成年者の法律行為 | 5 条 | 42 |
| 75 条以下 | 災害補償 | 70 | 不法行為と労災補償 | 709 条 | 351 |
| 84 条 | 他の法律との関係 | 68 | 使用者の不法行為 | | 338 |

| | | | | | |
|---------|--------------------------------------|----------|---------------------------------------|---------------------------|-----|
| 115 条 | 時 効 | 24 | 消滅時効①（賃金・退職金） | 166 条 | 121 |
| 労 組 | | | | | |
| 2 条 | 労働組合 | 48 | 労働契約の当事者 | 623 条 | 233 |
| | | 63 | 役務提供契約 | 623 条・ 632 条・ 643 条 | 313 |
| 8 条 | 損害賠償 | 71 | 争議行為と損害賠償（正当性のない争議行為と損害賠償〔違法ピケティング等〕） | 709 条 | 357 |
| | | 75 | 労働組合の街宣活動と名誉毀損 | 723 条 | 379 |
| 10 条 | 解 散 | 9 | 労働組合の解散 | 33 条 | 47 |
| 14 条 | 労働協約の効力の発生 | Column ④ | 未払い賃金債権を放棄等する労働協約の効力に関する最高裁判決 | / | 267 |
| 16 条 | 基準の効力 | | | | |
| 育 介 | | | | | |
| 10 条 | 不利益取扱いの禁止 | 15 | 任意規定と異なる意思表示 | 91 条 | 78 |
| 均 等 | | | | | |
| 6 条 | 性別を理由とする差別の禁止 | 14 | 性別差別と公序良俗違反 | 2 条・ 90 条 | 74 |
| 7 条 | 性別以外の事由を要件とする措置 | | | | |
| 9 条 3 項 | 婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等 | 15 | 任意規定と異なる意思表示 | 91 条 | 78 |
| 高 年 | | | | | |
| 10 条の 2 | 高齢者就業確保措置 | Column ⑥ | 高年法改正による 65 歳～70 歳の就業機会の確保 | / | 300 |
| じん肺 | | | | | |
| 32 条 | 政府の技術的援助等 | 76 | 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効 | 724 条・ 724 条の 2 | 384 |
| 賃 確 | | | | | |
| 7 条 | 未払賃金の立替払 | 62 | 破産手続の開始による解約申入れ | 631 条 | 308 |
| パート有期 | | | | | |
| 8 条 | 不合理な待遇の禁止 | 10 | 非正規労働者の労働条件格差 | 90 条 | 52 |
| 9 条 | 通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者に対する差別的取扱いの禁止 | | | | |

| | | | | | |
|------------|-------------------------------|----------|------------------------|-------------|-----|
| 労安衛 | | | | | |
| 29 条 | 元方事業主の講ずべき措置等 | 64 | 業務請負契約における注文者の義務 | 632 条 | 318 |
| 労 災 | | | | | |
| 7 条 | 保険給付の種類 | 70 | 不法行為と労災補償 | 709 条 | 351 |
| 労働施策推進 | | | | | |
| 30 条の 2 | 雇用管理上の措置等 | Column ① | パワーハラスメントに関する事業主の義務 | | 73 |
| 30 条の 4 以下 | 紛争の解決の促進に関する特例 | | | | |
| 労働承継 | | | | | |
| 3 条 | 承継される事業に主として従事する労働者に係る労働契約の承継 | 40 | 契約上の地位の移転 | 539 条の 2 | 199 |
| 4 条 | 承継事業に主として従事する労働者の書面による異議申立 | 55 | 使用者の権利譲渡の制限 | 625 条 | 271 |
| 5 条 | その他の労働者に係る労働契約の承継 | | | | |
| 労派遣 | | | | | |
| 2 条 1 号 | 用語の意義 | 40 | 契約上の地位の移転 | 539 条の 2 | 199 |
| 30 条の 3 | 不合理な待遇の禁止等 | 10 | 非正規労働者の労働条件格差 | 90 条 | 52 |
| 40 条の 6 | 派遣先による労働契約の申込みみなし | 36 | 労働契約締結における申込みみなしと承諾みなし | 521 条・522 条 | 177 |

労働法規に直接の規定がない項目の目次

| 関連労働法の条文 | 本書の項目番号 | 項目タイトル | 対応する民法の条文 | 条文タイトル等 | 本文の頁数 |
|----------|---------|--------------------------------|-----------|----------------------------|-------|
| | 4 | 配転命令権の濫用 | 1条3項 | 基本原則 | 17 |
| | 7 | 外国人 | 3条2項 | 権利能力 | 37 |
| | 12 | 競争禁止義務 | 90条 | 公序良俗 | 63 |
| | 20 | 自由な意思に基づく意思表示 | | | 100 |
| | 17 | 事実たる慣習 | 92条 | 任意規定と異なる慣習 | 87 |
| | 18 | 錯 誤 | 95条 | 錯 誤 | 92 |
| | 20 | 自由な意思に基づく意思表示 | | | 100 |
| | 19 | 詐欺または強迫 | 96条 | 詐欺又は強迫 | 96 |
| | 20 | 自由な意思に基づく意思表示 | | | 100 |
| | 21 | 意思表示の効力発生 | 97条 | 意思表示の効力発生時期等 | 105 |
| | 22 | 無効行為の追認 | 119条 | 無効な行為の追認 | 110 |
| | 23 | 採用内定 | 127条 | 条件が成就した場合の効果 | 116 |
| | | | 135条 | 期限の到来の効果 | |
| | 25 | 消滅時効② (労災の損害賠償請求) | 167条 | 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効 | 125 |
| | 32 | 受領義務(使用者による 労務受領拒否〔ロックアウト〕) | 413条 | 受領遅滞 | 156 |
| | 26 | 債務不履行(使用者および労働者の 契約上の義務) | 415条 | 債務不履行による損害賠償 | 130 |
| | 27 | 過失相殺 | 418条 | 過失相殺 | 135 |
| | 29 | 弁済の提供の方法① (労働義務・労務指揮権) | 493条 | 弁済の提供の方法 | 144 |
| | 30 | 弁済の提供の方法② (リハビリ勤務などの賃金請求権) | | | 148 |
| | 35 | 労働者の採用と契約自由の原則 | 521条1項 | 契約の締結及び内容の自由 | 172 |
| | 23 | 採用内定 | 522条1項 | 契約の成立と方式 | 116 |
| | 38 | 承諾の期間の定めのない申込み | 525条 | 承諾の期間の定めのない申込み | 189 |
| | 41 | 契約の解除 | 541条 | 催告による解除 | 205 |
| | | | 542条 | 催告によらない解除 | |

| | | | | | |
|--------|----|----------------------|-----------|---------------------------------|-----|
| | 42 | 債権者の責めに帰すべき場合の解除制限 | 543 条 | 債権者の責めに帰すべき事由による場合 | 211 |
| | 46 | 組合事務所の無償貸与 | 593 条 | 使用貸借 | 225 |
| | 47 | 賃貸借 | 601 条 | 賃貸借 | 229 |
| | 38 | 承諾の期間の定めのない申込み | 627 条 | 期間の定めのない雇用の解約の申入れ | 189 |
| | 60 | 黙示の更新 | 629 条 | 雇用の更新の推定等 | 300 |
| | 65 | 委任（取締役の契約上の地位） | 643 条 | 委 任 | 323 |
| | 67 | 事務管理 | 697 条 | 事務管理 | 334 |
| | 69 | 労働者の不法行為 | 709 条 | 不法行為による損害賠償 | 345 |
| | 72 | 使用者責任 | 715 条 | 使用者等の責任 | 362 |
| | 73 | 共同不法行為 | 719 条 | 共同不法行為者の責任 | 368 |
| | 74 | 過失相殺 | 722 条 2 項 | 損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺 | 373 |
| | 25 | 消滅時効② (労災の損害賠償請求) | 724 条の 2 | 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効 | 125 |
| その他の法令 | | | | | |
| | 65 | 委任（取締役の契約上の地位） | 会社 330 条 | 株式会社と役員等との関係 | 323 |
| | 47 | 賃貸借 | 借地借家 | | 229 |
| | 7 | 外国法人 | 法適用 | | 37 |

凡 例

〈主な法令等〉

| | |
|---------|--|
| 育児 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児介護休業法） |
| 一般法人 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法） |
| 恩給 | 恩給法 |
| 会社 | 会社法 |
| 学教 | 学校教育法 |
| 均等 | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法） |
| 均等則 | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（均等法施行規則） |
| 刑訴 | 刑事訴訟法 |
| 憲 | 日本国憲法 |
| 高年 | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法） |
| 国財 | 国有財産法 |
| 国賠 | 国家賠償法 |
| 個人情報 | 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法） |
| 個別労紛 | 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 |
| 最賃 | 最低賃金法 |
| 裁判外紛争解決 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 |
| 自治 | 地方自治法 |
| 借地借家 | 借地借家法 |
| 障害雇用 | 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法） |
| 障害雇用則 | 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 |
| 商法等改正 | 商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号） |
| 職安 | 職業安定法 |
| 所税 | 所得税法 |
| じん肺 | じん肺法 |
| 製造物 | 製造物責任法 |
| 地税 | 地方税法 |
| 賃確 | 賃金の支払の確保等に関する法律（賃金確保法） |
| 賃確令 | 賃金の支払の確保等に関する法律施行令 |
| 年少則 | 年少者労働基準規則 |
| パート有期 | 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律（パート有期法） |
| パート労働 | 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（改正前パート労働法） |
| 不正競争 | 不正競争防止法（不競法） |

| | |
|-------------------|---|
| 平成 29 年改正前民 法税 | 平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法（改正前民法） 法人税法 |
| 法適用 | 法の適用に関する通則法（法適用通則法） |
| 民 | 民法 |
| 民訴 | 民事訴訟法 |
| 労安衛 | 労働安全衛生法 |
| 労安衛則 | 労働安全衛生規則 |
| 労安衛令 | 労働安全衛生法施行令 |
| 労基 | 労働基準法 |
| 労基則 | 労働基準法施行規則 |
| 労契 | 労働契約法 |
| 労災 | 労働者災害補償保険法 |
| 労組 | 労働組合法 |
| 労調 | 労働関係調整法 |
| 労働施策推進 | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活 の充実等に関する法律 |
| 労働承継 | 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（労働契約承継法） |
| 労派遣 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に關 する法律（労働者派遣法） |

〈主な告示・解釈例規〉

| | |
|-----|-----------------------|
| 開発 | 厚生労働省人材開発統括官通達 |
| 基収 | 労働省労働基準局長が疑義に答えて発する通達 |
| 基発 | 労働省労働基準局長通達 |
| 厚労告 | 厚生労働省告示 |
| 雇均発 | 厚生労働省雇用環境・均等局長通達 |
| 雇児発 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通達 |
| 職発 | 労働省職業安定局長通達 |
| 発基 | 労働基準局関係の労働事務次官通達 |
| 発婦 | 婦人局関係の労働事務次官通達 |
| 労告 | 労働省告示 |

〈判決等〉

| | |
|-------------|------------------------|
| 大判 | 大審院判決 |
| 最大判（決） | 最高裁判所大法廷判決（決定） |
| 最（一二三）小判（決） | 最高裁判所（第（一二三）小法廷）判決（決定） |
| 高判（決） | 高等裁判所判決（決定） |
| 地判（決） | 地方裁判所判決（決） |
| 中労委命令 | 中央労働委員会命令 |
| 県（都）労委命令 | 県（都）労働委員会命令 |

〈判決等登載誌〉

| | |
|--------|----------------------|
| 家月 | 家庭裁判月報 |
| 下民 | 下級裁判所民事裁判例集 |
| 行集 | 行政事件裁判例集 |
| 金判 | 金融・商事判例 |
| 金法 | 旬刊金融法務事情 |
| 高民 | 高等裁判所民事裁判例集 |
| 集民 | 最高裁判所裁判集民事（裁判所の部内資料） |
| 賃社 | 賃金と社会保障 |
| 判時 | 判例時報 |
| 判夕 | 判例タイムズ |
| 民集 | 大審院民事判例集（戦前） |
| 民集 | 最高裁判所民事判例集（戦後） |
| 民録 | 大審院民事判決録 |
| LEX/DB | TKC ローライブラリー（データベース） |
| 労経速 | 労働経済判例速報 |
| 労旬 | 労働法律旬報 |
| 労判 | 労働判例 |
| 労民 | 労働関係民事裁判例集 |

〈文献〉

| | |
|-----------|---|
| 荒木 | 荒木尚志『労働法〔第4版〕』（有斐閣，2020年） |
| 荒木ほか | 荒木尚志＝菅野和夫＝山川隆一『詳説・労働契約法〔第2版〕』（弘文堂，2014年） |
| 四宮 | 四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』（弘文堂，2018年） |
| 新注釈民法(14) | 山本豊編集・大村敦志＝道垣内弘人＝山本敬三編集代表『新注釈民法(14) 債権(7)』（有斐閣，2018年） |
| 菅野 | 菅野和夫『労働法〔第12版〕』（弘文堂，2019年） |
| 争点 | 土田道夫＝山川隆一編『労働法の争点』（有斐閣，2014年） |
| 中田契約法 | 中田裕康『契約法』（有斐閣，2017年） |
| 西谷 | 西谷敏『労働法〔第3版〕』（日本評論社，2020年） |
| 水町 | 水町勇一郎『詳解労働法』（東京大学出版会，2019年） |

※各項目冒頭の★マークは重要度を示す。3段階で★が多い方がより重要である。



26

債務不履行（使用者および労働者の契約上の義務）

民 415 条

Question

下記のケースにおいて、使用者は、労働者に対し損害賠償を請求することはできるでしょうか。使用者は、どのようなことに注意する必要がありますか。

- ① 労働者 A が職場に来なかったため、その日予定されていた取引が不成立になった。
- ② 労働者 B がいつもの 2 分の 1 の速度で製品検査を行うため、納期に間に合わなかった。
- ③ 労働者 C が会社の実名を挙げ、違法な長時間労働やハラスメントの横行等を訴える記事を「ブラック企業」とのハッシュタグを付けて SNS 上に投稿し、会社から記事を削除するように求められたにもかかわらず、繰り返し同様の記事を投稿し、これが拡散されたため、会社のイメージが悪化し、CM に対する苦情等が殺到した。

民法の理解

(1) 債務不履行に基づく損害賠償請求

契約の義務を負う債務者が当該義務を果たさないことを債務不履行といいます。債務不履行には主に 3 つのタイプがあります。① 履行期を経過してもなお債務を履行しない履行遅滞（民 412 条）、② 契約の発生原因や取引上の社会通念に照らして、債務の履行がおよそ不可能となる履行不能（民 412 条の 2）、③ 債務の履行は一応されたようにみえて、実際には、契約上予定されていた目的物の性状（種類・品質）や数量に適合しない不完全履行（契約不適合）です。不完全履行には、役務の提供が不適切になされた場合も含まれます。なお、債務不履行が成立するのは、契約の基本的義務（本来的給付）が（不完全にしか）履行されない場合だけではありません。債務者が目的物の使用方法について注意・警告しなかった結果損害が発生した場合など、信義則（民 1 条 2 項）に基づき、特段の意思表示がなくとも負うことになる付随義務に違反する場合にも成立します。

債務不履行に対して、契約の相手方である債権者は、解除（民 541 条）や履行強制（民 414 条）のほか、これに基づく損害が発生した場合、その賠償請求（民 415 条 1 項）をすることができます（ただし、付随義務違反の場合には、解除や履行強制が認められない可能

性があります)。また、履行がおよそ不可能となった場合や債務者が履行を拒絶する意思を明確に示したとき、契約が解除されたときなどには、履行に代わる損害賠償（填補賠償）を求めることもできます（民415条2項）。ただし、義務の発生原因や取引上の社会通念に照らして帰責事由がないことを債務者が立証した場合、債務者は債務不履行に基づく損害賠償責任を免れます（民415条1項但書）。平成29年改正民法は、債務不履行に履行不能が含まれること、免責事由の立証責任を債務者が負担すること、填補賠償が認められることをより明瞭な形で規定しています。また、債務不履行のうち、契約不適合については、目的物の修補、代替物・不足分の引渡しによる履行の追完請求権（民562条）や不適合の割合に応じた代金減額請求権（民563条）が認められることを規定しています。

金銭債務の不履行については、履行遅滞に基づき、法定利息分の遅延損害金が発生します（民419条1項）。法定利率は、かつて5%の固定金利が設定されていましたが、市中金利との乖離を理由として、平成29年改正民法施行時点において3%に引き下げられると共に、3年に1度の見直しが予定される変動金利制がとられることになっています（民404条）。また、従前、商事法定利率は6%とされ、雇用契約から生じる債権債務については特則に当たる商事法定利率が優先して適用されてきましたが、この商事法定利率は平成29年民法改正に伴い廃止されています。

（2）不法行為に基づく損害賠償請求との関係

不法行為の成立のためには、故意または過失（注意義務違反）により、他人の権利または法律上保護される利益が侵害され、それにより損害が発生したと認められる必要があります（民709条）。債務者自身が契約上の債務を単に履行せず債権者が給付を受けられない場合、権利自体が侵害され損害が発生しているとは言えないため、原則として不法行為の成立は認められません。しかし、医療契約における診療債務等のように、最善を尽くすことが求められる手段債務や安全配慮義務等の付随義務については、不法行為における注意義務とその内容が重なるため、これに違反した場合には、債務不履行と不法行為が同時に成立します。このような場合、それぞれに基づく損害賠償請求権は競合するので、いずれか一方を請求するか、または双方（選択的または予備的）を請求するかは債権者（被害者）の判断に委ねられます（68「使用者の不法行為」参照）。

なお、一般には、過失（注意義務違反）の立証が必要となる不法行為よりも、帰責事由の不存在の立証責任が債務者に課せられている債務不履行として構成する方が、債権者にとって有利であるようにも思われます。しかし、上記のように義務の内容が抽象的で、その特定が必要となるケースでは、債務者の立証を待つまでもなく、まず債務者がどのような債務を負っていたかについて立証する必要がありますので、債務不履行構成と不法行為構成との間で有利・不利の差はあまり生じません。また、債務不履行と不法行為とでは、一般に時効期間（25「消滅時効②」・76「不法行為による損害賠償請求権の消滅時効」参照）に違いがありますが、人の生命または身体への侵害に対する損害賠償請求権

の消滅時効期間には違いがありません（民 167 条、724 条の 2）。ただし、不法行為では、契約関係の存在を前提としないため、不法行為により被害者が死亡した場合、遺族は、相続により被害者の慰謝料請求のほか、遺族自身の慰謝料請求をすることが認められますが（民 711 条）、債務不履行の場合、契約関係の当事者ではない遺族固有の慰謝料請求権は認められないという違いがあります（大石塗装・鹿島建設事件・最一小判昭和 55. 12. 18 民集 34 卷 7 号 888 頁）。

労働法の理解

(1) 労働契約の基本的義務

労働契約は、労働者が使用者の指揮命令下で労働すること、相手方である使用者がこれに対して報酬としての賃金を支払うことを内容とする契約です（民 623 条、労契 6 条）。労働者および使用者はそれぞれ、基本的義務として、労働義務、賃金支払義務を負います。

Question ①・②のように、労働者が労働義務を履行しない場合や不完全にしか履行しない場合（29「弁済の提供の方法①」参照）については、債務不履行に当たり、使用者は労働者に対し損害賠償を請求することができそうです。もっとも、労働者の欠勤に対応する人人体制を整えておくことは使用者の責任であるとする、使用者が労働者の債務不履行と損害の発生との間の因果関係を立証することは困難です。また、仮に損害を立証できたとしても、労働者の損害賠償責任は一定の範囲に限定される可能性もあります（69「労働者の不法行為」参照）。そのため、悪質なケースを除けば、使用者としては、労働者に対して損害賠償請求をするのではなく、組織内部での嚴重注意や懲戒等により対応するのが通常です（6「懲戒権の濫用」参照）。また、使用者による解除（解約）は、解雇権濫用規定（労契 16 条）により制限されているため、労働者の一度きりの債務不履行を理由とする解雇は無効となる可能性が高いでしょう（57「期間の定めのない労働契約の解約」参照）。

使用者はまた、労働者による欠勤や作業能率を落として仕事をするような行為（怠業）が労働組合の正当な争議行為として行われていないかについて確認する必要があります。正当な争議行為については、民事免責が認められ、労働者の債務不履行責任を問うことはできないとされているほか（憲 28 条、労組 8 条）、これを理由とする懲戒等の不利益取扱いは禁止されているからです（憲 28 条、労組 7 条 1 号）。ただし、争議行為としては正当であるとしても、債務の本旨に従った履行がなされていないとすれば、この間の賃金をカットすること自体は妨げられません（29

「弁済の提供の方法①」参照）。

反対に、労働者が労務の提供をしたにもかかわらず、使用者が賃金の全部または一部を支払わない場合、労働者は、労働契約に基づき、未払賃金支払請求（民414条）および遅延損害金（退職労働者に対する未払い賃金の遅延利息等については、**30**「弁済の提供の方法②」参照）の賠償請求をすることができます（民415条1項、419条1項）。なお、労働者による労働契約の解約（辞職）はもともと自由なので（民627条1項）、債務不履行を理由として解除をする必要はありません。

（2）労働契約の付随義務

労働者および使用者は、上記に挙げた基本的義務だけでなく、信義則に基づき、相手方の利益を不当に侵害しないようにする付随義務を負います（民1条2項、労契3条4項）。具体的には、労働契約の人的・継続的性格を反映して、使用者については、安全配慮義務（**1**「安全配慮義務」参照）や職場環境配慮義務（**2**「職場環境配慮義務」参照）、人事上の措置に際しての一定の配慮義務（**4**「配転命令権の濫用」、**41**「契約の解除」、**42**「債権者の責めに帰すべき場合の解除制限」参照）等が、労働者については、秘密保持義務（**3**「秘密保持義務・誠実義務」参照）や競業禁止義務（**12**「競業禁止義務」参照）、使用者の利益や信用を不当に害しない誠実義務等が認められます。

Question③において、使用者の社会的評価が低下していることからすると、使用者は、労働者の誠実義務違反または名誉・信用毀損を理由として、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求をすることや懲戒処分に付することが考えられそうです（類似の事案の下、SNS上の記事の削除を求める業務指示の違法性を否定した事例として、プラネットシーアール・プラネット事件・長崎地判平成30.12.7労判1195号5頁参照。なお、マタハラ企業であるような印象を与える記者会見での発言について名誉毀損を理由とする損害賠償請求が認められた事例として、ジャパンビジネスラボ事件・東京高判令和元.11.28労判1215号5頁がありますが、上告審の判断が待たれています）。もっとも、SNS等における記載内容が誹謗中傷であったり（関西電力事件・最一小判昭和58.9.8労判415号29頁）、極端に不穏当な表現が用いられているような場合はともかく（日本経済新聞社事件・東京地判平成14.3.25労判827号91頁）、記載内容が真実であるかまたは真実と信じるにつき相当の理由がある場合には、社会の正当な関心の対象か否か、記載の目的に公益性が含まれるかも踏まえた上で、違法性が阻却される場合もあるため（最一小判昭和41.6.23民集20巻5号1118頁）、慎重な対応が必要です（**75**「労働組合の街宣活動と名誉毀損」参照）。加えて、

Question ③ について、労働者の指摘した事実が真実であるならば、労働基準監督署からは是正勧告を受けたり、労働者から職場環境配慮義務違反（労契3条4項）を理由として、損害賠償を請求されたりする可能性もあります。

平成25年の障害者雇用促進法改正に伴い、平成28年4月以降、使用者は、障害を抱える労働者に対し、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮を提供する義務（障害雇用36条の3）を負います（41「契約の解除」参照）。国との関係で事業主（＝使用者）に一定の義務を課す障害者雇用促進法の公法的性格を前提とすると、合理的配慮義務が労働契約上の付随義務になるといえるか否かについては、議論があり得るものの、民法の一般条項（不法行為、公序良俗）や労契法の権利濫用規定、就業規則の規定の解釈に際して、同義務の履行状況が考慮される可能性があります（日本電気事件・東京地判平成27.7.29 労判1124号5頁参照）。なお、合理的配慮の対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者であり（障害雇用2条1号）、障害者手帳や療育手帳等を所持する者に限られません。特に、精神障害者の中には、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者だけでなく、統合失調症、躁うつ病またはてんかんにかかっている者が含まれることが明確に規定されています（障害雇用則1条の4）。そのため、Question ①・②について、それが障害に起因するものでないかについても注意する必要があります。改正法施行前の事案ですが、精神的不調が認められる労働者に対しては、使用者に当該労働者を休職させる等の一定の配慮が求められるとして、無断欠勤を理由とする懲戒処分の効力が否定された例もあります（日本ヒューレット・パッカード事件・最二小判平成24.4.27 労判1055号5頁）。

ポイント

労働者の無断欠勤や職務懈怠は債務不履行となりますが、これにより生じた損害の立証は困難であり、通常は懲戒等組織内での処分に対応することになります。また、SNS上で会社の悪評を立てる行為に対しては、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求により立ち向かうことも考えられますが、記載内容の真実性や労働者がそうした行為をするに至った背景事情についてもよく確認する必要があります。労働者の職場環境に対する不満を放置していると、安全配慮義務違反や職場環境配慮義務違反を理由として、労働者の側から損害賠償請求訴訟を提起される可能性があることに注意が必要です。

（石崎 由希子）



39

債務者の危険負担等

民 536 条、労基 26 条

Question

甲社で働くXさんは、甲社による不当な解雇のために就労できなくなりましたが、その後、当該解雇が無効であると争って勝訴し、復職することになりました。この場合、Xさんは、解雇期間中の賃金相当額を甲社に対して請求することができるでしょうか。また、Xさんが、同期間中に生計を維持するために、別会社である乙社で就労して賃金を得ていた場合、その結論に違いはあるでしょうか。

民法の理解

(1) 平成 29 年改正前民法における危険負担制度の意義

債務者の責めに帰することができない事由によって債務の履行が不能となった場合、債権者は、その契約上の利益を実現することが不可能になります。もっとも、双務契約においては、債権者も反対給付を履行する債務を負っているため、なおその反対債務が存続するのかが問題となります。この点に関して規律しているのが、民法上の危険負担制度です。具体的には、Aさんが、Bさんから、Bさんが独自のカスタマイズを施して使用していた特定のパソコンを3万円で買う旨の契約を結んだところ、当該パソコンがBさんの住居の火災によって使用不能になるまでに損傷してしまった場合、なおAさんは3万円を支払う必要があるのか、という形で問題となります。

この問題については、債務者主義と債権者主義という考え方によって整理されてきました（ここでいう債務者・債権者は、履行不能になった債務〔上記の例では、目的物引渡債務〕を基準とするので、Bさんが債務者、Aさんが債権者となります）。すなわち、債務の一方が履行不能となった場合には、それに伴って反対債務も消滅すると考えるのか（債務者主義＝債務者が危険を負担するので、Aさんは3万円を支払う必要がない）、なお債権者が反対債務を履行する必要があると考えるのか（債権者主義＝債権者が危険を負担するので、Aさんは3万円を支払う必要がある）というものです。

改正前民法は、債務の履行不能が「当事者双方の責めに帰することができない事由」による場合には、債務者主義に（改正前民536条1項）、「債権者の責めに帰すべき事由」による場合には、債権者主義によると定めていました（同条2項）。また、「特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合」などにも、債権者主義によると

定めていました（改正前民534条）。特に、改正前民法534条を文言通りに解するのであれば、先に挙げたパソコンの売買の例では、売買の対象となったパソコンに特定が生じている以上、Aさんは、3万円の支払いを免れないことになります。もっとも、売主の手元に目的物が残存し、買主のコントロールが及ばないのにもかかわらず債権者主義が貫徹されるのは不合理です。このため、民法学説においては、改正前民法534条は、目的物の支配の移転時（具体的には登記の移転や引渡しするとき）から適用されるとの見解が一般的に支持されてきました（以上につき、大村敦志＝道垣内弘人編『解説 民法（債権法）改正のポイント』（有斐閣、2017年）152頁以下〔吉政知広〕参照）。

（2）平成29年民法改正と危険負担制度の位置付け

上記のほか、民法改正に際しては、契約の解除に関する制度変更との関係も問題となりました。

従来、契約の解除と危険負担制度の関係については、①債務者の責めに帰すべき事由により債務の履行が不能となった場合には、債権者は、契約からの離脱を望むのであれば契約の解除によることになるのに対し（改正前民543条本文）、②「債務者の責めに帰することができない事由」により債務の履行が不能となった場合には、債務者はその債務を免れるが、債権者の反対債務については契約の解除によることができず（同条但書）、反対債務の帰趨は危険負担制度によることになる、との整理がなされてきました。ところが、平成29年改正民法においては、契約の解除につき、債務者の帰責事由の有無を問わない立場が採用され、契約の解除が契約関係の解消を広くカバーする制度となったため、危険負担制度の存在意義が問題となりました（前掲・大村＝道垣内編157頁以下〔吉政知広〕。この点については、**41「契約の解除」**・**42「債権者の責めに帰すべき場合の解除制限」**も参照）。

結局、危険負担制度は、平成29年改正民法においても存置されましたが、改正民法では、契約の解除に関する制度と危険負担制度を平仄の合う形で併存させるために、危険負担制度の効力については、反対債務を当然に消滅させるのではなく、債権者に反対債務の履行拒絶を認めるものとして整理されました（民536条1項）。これに合わせて、債務の履行不能が「債権者の責めに帰すべき事由」による場合についても、「債権者は、反対給付の履行を拒むことができない」と履行拒絶権の形で整理されています（同条2項）。なお、従来から問題の指摘されていた改正前民法534条は削除されました（改正前民法535条も同様。また、危険の移転時期の問題に関しては、民法567条も参照）。

労働法の理解

（1）労働法における危険負担制度の意義

労働法においては、「債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない」（下線筆者）と定めていた改正前民法536条2項が、特に重要な意義を有してきました。

民法上は、労働者による労務提供義務が先に履行されるべきものとされています（民624条1項）、労働者（債務者）の当該義務が、使用者（債権者）の帰責事由によって履行不能となった場合（典型的には、解雇権濫用等による無効な解雇がなされた場合や、使用者が行う争議行為としてのロックアウトが正当性をもたない場合、使用者が無給の休職や自宅待機あるいは出勤停止等を命じたが適法要件を欠いていた場合など）には、改正前民法536条2項を根拠として、労働者には、なお賃金債権（反对給付を受ける権利）が帰属すると考えられてきたのです（新注釈民法（14）62頁以下〔山川隆一〕）。

改正前民法とは異なって、改正民法536条2項は、「債権者は、反对給付の履行を拒むことができない。」（下線筆者）と権利の得喪に言及する規定ぶりにはなっていませんが、これは旧来の解釈を変更するものではなく、労働法における危険負担制度の意義は、従来と変わらずに存続すると考えられます（「民法（債権関係）部会第95回会議議事録」13頁〔金発言〕、前掲・大村＝道垣内編162～163頁〔吉政知広〕、新注釈民法（14）65～66頁〔山川隆一〕など参照）。

なお、改正民法624条の2も、労働義務が履行不能になった場合の報酬請求権について定めていますが（同条1号）、当該規定は、「使用者の責めに帰することができない事由」によって履行不能となった場合であっても、既にした履行の割合に応じて報酬請求を可能にする規定であり、民法536条2項では、「債権者〔使用者〕の責めに帰すべき事由」による場合が問題となっている点に違いがあります（民法624条の2については、**54**「履行の割合に応じた報酬」を参照）。

（2） 労基法26条の意義と民法536条2項との関係

また、労働法においては、労基法が「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金〔この意味については、労基12条、労基則2条以下参照〕の100分の60以上の手当を支払わなければならない」と定めています（労基26条）。同規定は、休業中の労働者の最低生活の保障のために設けられた制度とされていますが、先にみた民法536条2項と重複した内容を定めていることから、両者の関係が問題となります。

a) 両規定の適用関係

まず、双方の規定は他方の規定の適用を排除するものではなく、休業手当請求権と賃金請求権は競合し得るものと考えられています（米軍山田部隊事件・最二小判昭和37.7.20民集16巻8号1656頁、ノース・ウエスト航空事件・最二小判昭和62.7.17民集41巻5号1283頁）。

b) 労基法・民法という法体系の性格それ自体に応じた相違

労基法 26 条に違反する場合には、罰則規定の適用があるほか（労基 120 条 1 号）、裁判所によって付加金の支払いが命じられる可能性も生じます（労基 114 条）。また、労基法 26 条は強行規定であり、その水準を下回る定めは無効となります（労基 13 条）。

これに対して、民法 536 条 2 項は民法上の規定ですので罰則規定の適用などはなく、また、任意規定であると理解されています（新注釈民法（14）62 頁 [山川隆一]）。もっとも、その適用を排除等することについては、雇用契約の場面では、労働者が賃金を支払われない結果となることから、公序違反となるか、あるいは、就業規則上の規定であれば、労契法 7 条・10 条にいう合理性（この点についての詳細は、**43**「企業における諸規則と約款」・**44**「定型約款の変更」を参照）を欠くものと評価される余地があることに留意が必要です（新注釈民法（14）63 頁 [山川隆一]）。

c) 「責（め）に帰すべき事由」

双方の規定に共通するのは、労基法では「使用者」、民法では「債権者」の「責（め）に帰すべき事由」の存在が要件とされている点です。

この点については、双方の規定に同様の文言が用いられているのにもかかわらず、その具体的内容には違いがあると理解されており、判例によれば、労基法 26 条における労働者の生活保障という趣旨を踏まえると、同条にいう「『使用者の責に帰すべき事由』とは、取引における一般原則たる過失責任主義とは異なる観点をも踏まえた概念というべきであつて、民法 536 条 2 項の『債権者ノ責ニ帰スヘキ事由』よりも広く、使用者側に起因する経営、管理上の障害を含む」とされています（前掲ノース・ウエスト航空事件）。

つまり、労基法 26 条にいう帰責事由の方が民法 536 条 2 項のそれよりも広い意味で理解されており（民法 536 条 2 項で典型的に問題となる帰責事由については、上記（1）を参照）、具体的には、使用者に故意・過失がなく、防止が困難なものであっても、使用者側の領域において生じたものといえるような経営上の事情で足り、例えば、資材や資金の不足などがこれに当たるとされています（昭和 23.6.11 基取 1998 号等）。

d) 中間利益の控除

もう一点、重要なのが、中間利益の控除という問題です。

民法 536 条 2 項は、使用者（債権者）の帰責事由による履行不能ゆえに、労働者（債務者）が反対給付たる賃金を受け取ることができる場合であっても（同項前段）、

「債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。」と定めています（同項後段）。このため、労働者（債務者）が、使用者（債権者）に対する労務提供義務（債務）を免れている期間中に、利益（典型的には、他の使用者の下での就労等による収入：「中間利益」）を得ていた場合に、これを使用者（債権者）に償還する必要があるのかが問題となります。

この点について、最高裁は、「労働者は、労働日の全労働時間を通じ使用者に対する勤務に服すべき義務を負うものであるから、使用者の責に帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇期間内に他の職について利益を得たときは、右の利益が副業的なものであつて解雇がなくても当然取得しうる等特段の事情がない限り、民法 536 条 2 項但書〔現行法の同項後段〕に基づき、これを使用者に償還すべき」としています（前掲米軍山田部隊事件）。ただし、最高裁は同時に、償還額を予め賃金額から控除し得る（つまり、相殺しても労基法 24 条 1 項の全額払いの原則に反しない）ことを前提にしつつ、労働者の最低生活保障の観点から使用者の帰責事由による履行不能の場合に平均賃金の 6 割以上の手当支払いを義務づけている労基法 26 条に鑑みて、平均賃金の 6 割に達するまでの部分は控除対象とすることができない、との考え方も示しています（同前、あけぼのタクシー（解雇）事件・最一小判昭和 62.4.2 労判 506 号 20 頁）。

これを *Question* のケースを用いて簡略化して説明すると、甲社での X さんの月収（平均賃金〔労基 12 条、労基則 2 条以下参照〕）が 30 万円であった場合、X さんが乙社で収入（中間利益）を得ていたのであれば、6 割の 18 万円を超える部分については控除対象とすることができますが、6 割の 18 万円の支払いは必ず確保されることとなります。つまり、① X さんが乙社で得た収入（中間利益）が月 10 万円であった場合、甲社が支払うべき金額については、月 10 万円まで控除することができますが（甲社は月当たり 20 万円の支払い）、② それが月 15 万円あった場合にも、月 12 万円までしか控除できません（甲社は月当たり 18 万円の支払い）。

また、最高裁は、「賃金から控除し得る中間利益は、その利益の発生した期間が右賃金の支給の対象となる期間と時期的に対応するものであることを要」としているほか、中間利益が平均賃金の 4 割を超えている場合には、一時金等の平均賃金算定の基礎に算入されない賃金（労基 12 条 4 項参照）の全額を対象として、更に控除を行うことが可能であるとしています（前掲あけぼのタクシー（解雇）事件、社会福祉法人いずみ福祉会事件・最三小判平成 18.3.28 労判 933 号 12 頁参照）。

これを簡略化して説明すると、上記の②のように、甲社での月収が 30 万円、中

間利益（乙社での収入）が月15万円で、Xさんが解雇のため就労できなくなったのが2019年4月1日、乙社で働き始めたのが同年7月1日、甲社の一時金が6月30日と12月10日の年2回・各30万円の支給、解雇無効による復職が2020年4月1日である場合、甲社が支払うべき金額は、以下のようになります（以下、前掲社会福祉法人いずみ福祉会事件判決が示した理解に則していますが、一時金につき、その算定対象期間と就労して中間利益を得た期間の対応をより細かく検討する裁判例もあります〔あけぼのタクシー（解雇）事件（差戻控訴審）・福岡高判昭和63.10.26判時1332号142頁参照〕）。

(i) 中間利益の生じていない2019年4月～6月分については、月収3か月分の90万円（30万円×3）と6月30日支給分の一時金に当たる30万円の合計120万円（90万円+30万円）となります。

(ii) 中間利益の生じている2019年7月～2020年3月分については、まず、④月収9か月分の6割に当たる162万円（30万円×9×0.6）が控除対象とすることができない金額となります。他方で、⑤時期的に対応する月収9か月分の4割に当たる108万円（30万円×9×0.4）については控除可能であり、中間利益9か月分の135万円（15万円×9）をこれから控除すると0円を超えないため（108万円-135万円=-27万円≤0円）、当該部分につき、支払われるべき金額はありません。更に、⑥上記⑤の計算によってもなお控除されていない中間利益27万円分については、時期的に対応する12月10日支給分の一時金に当たる30万円からなお控除することができ、3万円（30万円-27万円）が支払われるべき額として残ります。このため、2019年7月～2020年3月分については、合計165万円（162万円〔④〕+0円〔⑤〕+3万円〔⑥〕）となります。

よって、甲社が支払うべき金額は、計285万円（120万円〔(i)〕+165万円〔(ii)〕）となります。

ポイント


平成29年民法改正を経ても、民法536条2項による処理の点で、従来の実務に基本的に影響はないと考えられます。このため、いかなる企業側の事情のために労働者の就労不能が生じたのか、就労不能の期間中に労働者が当該企業で得ることができた収入はいかほどか、また、就労不能の期間中に労働者がいかなる収入を得ていたかなどを把握・検討することが今後も重要となります。

（早津 裕貴）



43

企業における諸規則と約款

 民 548 条の 2・548 条の 3, 労契 7 条

Question

私の会社には、給与や解雇の基準等について定めた就業規則のほかにも、身だしなみに関する内規など様々な規則があります。それらの規則について、内容を確認したり、ましてや合意をした記憶はないのですが、守らなければならないものでしょうか。

民法の理解

(1) 契約の拘束力

ある当事者間で定めた規則が契約として拘束力をもつのは、原則として、両当事者の合意が認められる場合です。契約は、内容を示して締結を申し入れる意思表示（申込み）に対して相手方が承諾をしたときに成立します。両当事者の合意（申込みに対する承諾）があれば、法令に特別の定めがある場合を除き、口頭の合意だけで契約は成立します（民 522 条）。黙示的な同意でも構いません。

(2) 定型約款の場合

もともと、例えば旅客運送契約など、契約の種類によっては、いちいち内容面で個別の同意を得るのに、多大なコストを要したり、両当事者にとってかえって煩瑣で不便な場合もあります。そこで民法では、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引で、その内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的な「定型取引」について、例外的に、個別同意がない場合にも契約としての拘束力を認めています（平成 29 年改正民法で新設）。

すなわち、定型取引の合意をした者は、(1) 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたときのほか、(2) 定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときにも、定型約款の個別の条項に合意したとみなされます（民 548 条の 2 第 1 項）。ここでいう「定型約款」とは、定型取引において契約内容とすることを目的として、特定の者により準備された条項の総体です。特に (2) では、一方当事者が作成した定型約款が、他方当事者の同意なしに契約内容として拘束力をもつわけです。

ただし、この定型約款はあくまで一方の当事者が作成したものですから、他方当事者

の不利益への配慮が重要となります。そこで民法では、相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項について、定型取引の態様およびその実情や取引上の社会通念に照らし、信義則に反して相手方の利益を一方的に害する場合には、みなし合意が否定されます（同条2項）。

(3) 定型約款規制と労働契約

こうして、民法上は、企業が一方的に作成した諸規則の拘束力については、まずは合意があるかどうかの問題となります。

次に、黙示的なものも含めて同意があるとは認められない場合にも、諸規則が定型約款に該当するといえれば、(1) 定型取引を行うことの合意に加え、(2) ① 定型約款を契約内容にする旨の合意、② または契約内容となる旨の表示がされている場合には、内容面で個別の同意がなくても諸規則に契約としての拘束力が生じます。

ただし、民法の定型取引とは不特定多数を相手方として行う取引であるところ、通常、労働契約は相手方の個性に着目する点で、定型約款規制の対象とはなりません。民法上は、あくまで個別同意の有無が中心となります。なお、定型約款という概念は、従来の講学上の約款概念のごく一部を立法化したものです。したがって、この定義に該当しない場合でも、諸規則が広義の約款として黙示的な同意により契約内容となると共に、従来通り、いわゆる約款法理により、信義則や公序等の一般条項を介して諸条項の効力が否定されることがあります。

労働法の理解

(1) 就業規則の拘束力

一方、労働法の世界では、使用者が一方的に定めた規則の効力は、個別同意による場合のほか、就業規則の拘束力として問題となります。労基法上、常時10人以上の労働者を使用する事業場では、使用者は就業規則を作成し、様々な労働条件を規定しなければなりません。そして、使用者は就業規則を所轄の労働基準監督署長に届け出ると共に、労働者に対して周知する義務があります（労基89条、106条）。就業規則の作成に際して使用者は労働者の過半数代表の意見を聞く必要はありますが（労基90条）、仮に労働者の代表が反対しても、あくまで一方的に作成することができます。

このような就業規則には、そこで規定する基準に達しない労働条件を無効とする最低基準効があるほか（労契12条）、労働契約の空白部分を補充する契約内容規律効があります。すなわち、使用者が、労働契約の締結時に合理的な労働条件を定めた就業規則を労働者に周知すると、労働契約の内容は就業規則で補充されます（労契7条）。

ここでいう「周知」は、定型約款で求められる「表示」（民548条の3）とは別概念であるのはもちろん、労基法上の周知義務とも異なり、労働者が実質的に当該就業規則の内容を知り得る状態に置くことを意味します。一方、契約内容規律効を認めるうえで内容の正統性を担保するはずの「合理性」について、これまでの裁判例では、採用時の就業規則の合理性が否定された例はみあたらず、広く肯定されています。

こうして、就業規則の内容が合理的であり、それが労働者に対して周知されていれば、個々の労働者が就業規則の内容を知らず、また個別の同意がなくとも、労働契約の内容となり拘束力が生じます。労働契約関係において定型約款規制が通常は適用されないのに対して、同じく一方当事者が作成した就業規則については、労働条件を広くカバーすることになります。

(2) 諸規則のうち何が就業規則なのか

このような就業規則の規定内容は膨大となりがちですが、その一部を、例えば賃金規程や退職金規程など別規則とすることも可能です（昭和63.3.14基発150号・平成11.3.31基発168号）。企業にある様々な規則のうち、何が就業規則に該当するか問題となることがありますが、少なくとも名称だけで就業規則か否かの性質決定がされるわけではありません。

まず、就業規則の役割や必要記載事項（労基89条）からすると、労働条件の定めがあることが就業規則の特徴といえます。理論的には、就業規則に記載される様々な事項のうち、労働条件といえないものは労働契約の内容となりません。

一方、労働条件に関わる事項が記載された文書類でも、就業規則とはいえない場合もあります。例えばある裁判例では、退職した労働者が「内規」に基づいて退職功労金の支払いを求めた事案で、労働者らは内規が就業規則の一部であると主張したのに対して、判決では、内規が労働組合に宛てた文書での記載にとどまり就業規則とは異なる体裁であること、また、就業規則を作成・変更する手続きや届け出がなされていないこと等を指摘して主張を斥けています（ANA大阪空港事件・大阪高判平成27.9.29労判1126号18頁）。

この点、労基法所定の就業規則の届出義務等を履践したかどうかは、「内規」に契約内容の規律を認めるか否かという点で本質的とはいえません。他方、この点も含めて、使用者が内規を定めた目的や経緯等からすると、労働条件に関わる文書類で労働者が知り得る状況にあるというだけで就業規則となるわけでもないでしょう。

ポイント

企業に無数にある諸規則の法的拘束力をめぐっては、個々の労働者の同意がある場合のほか、使用者が一方的に作成した場合であっても、当該規則が就業規則や定型約款に該当する場合には効力が生じます。このうち労働契約関係において、ある規則が定型約款に該当するケースは極めて稀であり、主として、個別同意の有無と就業規則に該当するかどうかの問題となります。

就業規則は、内容が合理的で周知がされていれば、労働者の同意の有無や内容を知っているか否かにかかわらず労働契約の内容となります。もっとも、それは労働条件に関する事項に限られ、それ以外の事項を定めた規則については個別同意を得なければなりません。一方、例えば内規などについて、予期せぬかたちで労働契約への組入れがされないようにするためにも、何を就業規則に規定し契約内容の規律を認め、反対にそこから除外するのかについて、意識的に区別して規則化する必要があります。

(本庄 淳志)

事項索引

あ 行

アスベスト（石綿）……………370
 — 訴訟……………127
 アルバイト……………45
 安全衛生教育……………322
 安全管理体制……………321
 安全配慮義務……………2, 7, 125, 131, 133, 135, 210,
 318, 319, 321, 341, 371
 下請企業の—……………320
 意思表示の効力の発生時期……………105
 いじめ……………362
 慰謝料……………132, 135
 移籍出向……………25
 遺族補償給付……………353
 委託募集……………174
 一事不再理の原則……………32
 一身専属性……………200, 271
 一般社団法人及び一般財団法人に関する
 法律（一般法人法）……………47, 338
 一般条項……………17, 52
 一方的相殺……………162
 委任（契約）……………233, 250, 313, 323, 327
 違法性阻却……………357, 380
 違法争議行為……………361
 違約金……………141
 請負（契約）……………233, 250, 313, 318, 327
 — 関係……………5
 営業秘密……………13, 66
 役員提供契約……………313, 327
 縁故採用……………174
 公の秩序 → 公序良俗

か 行

解雇……………37, 291, 323
 — の自由……………291
 — 予告……………111, 282
 — 手当……………323
 解雇回避努力……………289
 戒告……………31

外国人……………37, 59
 — 技能実習生……………61
 解雇権濫用法理……………40, 190, 286, 292, 301
 会社分割……………202, 272, 275
 会社法……………47
 解除……………130, 194, 205, 211, 305, 318, 323
 — 条件……………116
 — の非遡及効……………305
 やむを得ない事由による—……………296, 307
 解除権……………43, 205
 街宣活動……………379, 380
 解約……………305
 — 権の留保……………240
 — の申入れ……………117, 190, 205, 229, 280,
 285, 291, 300, 308
 解約告知……………279, 305
 解約予告……………291
 過失……………340
 過失相殺……………135, 136, 373
 合併……………202, 272
 吸収—……………202
 新設—……………202
 家庭生活上の不利益……………19
 過労死……………341, 374
 過労自殺……………341, 374
 慣習……………87
 事実たる—……………87
 慣習法……………87
 間接差別……………71, 75
 管理監督者……………84, 252
 管理職……………137
 期間によって定めた報酬……………263
 期間の定めのある労働（雇用）契約 → 雇用
 企業外非行……………287
 企業秩序……………31
 企業の行事……………248
 期限……………116
 危険負担……………157, 193, 269
 債権者主義……………193
 債務者主義……………193

- 危険有害業務……………44
 婦責事由……………193, 211, 268
 偽装請負……………180
 寄託……………313, 327
 規範意識……………89
 希望退職……………76
 基本的人権……………59
 客観的起算点 →時効
 客観的連結……………39
 キャリア権……………154
 休業補償給付……………353
 休憩時間……………247
 休日労働……………44
 吸収分割……………276
 求償……………364, 369
 会社の従業員に対する —……………364
 共同不法行為者間の —……………369
 使用者から労働者への —……………363
 教育訓練……………71
 競争禁止義務……………15, 64, 133
 —規定特約……………15
 強行規定（強行法規）……………60, 78, 83, 87,
 110, 172, 177
 強行的効力……………85
 強制労働の禁止……………296
 共同不法行為……………368
 —の求償……………369
 強迫……………96, 100
 業務委託（契約）……………26, 235
 業務起因性……………353
 業務上の傷病による休業……………292
 業務遂行性……………353
 業務に内在する危険……………353
 業務命令……………146
 —違反……………34, 288
 均衡待遇……………56
 均等待遇……………56
 勤務延長……………185
 勤務態度……………287
 組合活動権……………381
 組合財産
 —の共有……………48
 —の総有……………48, 50
 組合事務所
 —の明渡請求……………227
 —の無償貸与……………226
 —の利用制限……………227
 クラウドソーシング……………327
 クラウドワーク……………327, 329
 グループ企業（会社）……………10, 382
 計画年休制度……………260
 傾向事業……………62
 継続雇用制度……………185
 携帯電話の通信費用……………336
 契約
 —強制……………180
 —終了後の義務……………12
 —上の地位の移転……………199, 271
 —締結過程……………187
 —締結の自由……………173
 —の拘束力……………213
 —の成立……………116, 182
 —不適合……………130
 契約自由の原則……………52, 53, 59, 63, 78, 140, 165,
 172, 177, 182, 190, 279, 285, 327
 経歴詐称……………287
 結果債務と手段債務……………346
 結婚退職制度……………68, 94
 減給……………31
 健康診断……………248
 健康配慮義務……………341
 健康保険の任意継続手続……………335
 研修……………118
 —教育活動……………248
 研修医……………236, 315
 原状回復義務……………305
 譴責……………31
 憲法14条……………59
 権利義務の帰属主体……………37
 権利義務の主体……………47
 権利能力……………37
 —なき社団……………47
 権利濫用……………17, 24, 30, 173
 合意退職の申込み……………190
 合意による相殺……………162
 行為能力……………42

| | |
|-------------------------------------|--|
| 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律（公益法人法） | 47 |
| 公益性および真实性 | 381 |
| 更改 | 164 |
| 降格 | 22, 71, 103 |
| 考課・査定 | 69 |
| 公序良俗 | 42, 52, 59, 63, 68, 74, 78, 87, 89, 101, 110, 140, 172, 177, 214, 255, 269, 277, 358 |
| 更新 | 177, 229, 230, 300 |
| 黙示の—— | 177, 301 |
| 坑内労働 | 44 |
| 幸福追求権 | 43 |
| 公平の原則 | 158, 348 |
| 合理的配慮 | 134, 209 |
| 国際裁判管轄 | 37 |
| 国際私法 | 38 |
| 国際的強行法規 | 39 |
| 国籍 | 60 |
| 個人情報保護 | 176 |
| 固定残業代 | 253 |
| ——の対価性の要件 | 254 |
| ——の明確区分性 | 253 |
| 雇用 | 240, 245, 250, 257, 268, 313, 323, 327 |
| ——の期間 | 177, 233 |
| ——類似の契約 | 43 |
| 期間の定めのある——契約 | 177, 279, 285, 308 |
| 期間の定めのない——契約 | 308 |
| ——（無期労働契約）の解約 | 291 |
| やむを得ない事由による——の解除 | 296 |
| 雇用保険 | 326 |
| コンプライアンス | 9, 341 |

さ 行

| | |
|----------------|---|
| 災害補償 | 123, 324 |
| 債権譲渡 | 199, 271 |
| 催告解除 | 206 |
| 再雇用 | 185 |
| 在籍出向 | 25 |
| 財団債権 | 311 |
| 裁判外紛争解決制度（ADR） | 124 |
| 最密接関係地法 | 39 |
| 債務者の帰責事由 | 211 |
| 債務の本旨に従った弁済 | 144 |
| 債務の本旨に従った履行の提供 | 145 |
| 債務引受 | 199 |
| 債務不履行 | 135, 318 |
| ——と不法行為 | 3, 125, 373 |
| ——に基づく損害賠償請求 | 130 |
| 債務不履行構成 | 384 |
| ——と不法行為構成 | 131 |
| 債務不履行責任 | 135 |
| 採用内定 | 241 |
| ——取消し | 117 |
| 採用内々定 | 241 |
| 採用の自由 | 173 |
| 裁量労働制 | 234 |
| 差額賃金請求権 | 71 |
| 詐欺 | 96, 100 |
| 錯誤 | 92, 100 |
| 動機の—— | 94 |
| 要素の—— | 94 |
| 差別的取扱い | 173, 385 |
| 産前産後の休業 | 293 |
| 時間外労働 | 44, 248, 250 |
| ——の限度時間 | 251 |
| ——の特別条項 | 251 |
| ——命令 | 34, 44 |
| 始期 | 116 |
| 指揮監督 | 235, 317 |
| 時季指定権 | 259 |
| 時季変更権 | 259 |
| 指揮命令 | 145, 149, 153, 201, 233, 245, 250, 313, 319, 323 |
| ——権 | 234 |
| 始業時刻 | 246 |
| 事業譲渡 | 203, 272 |
| ——一部譲渡 | 274 |
| ——全部譲渡 | 274 |
| 時効 | 121 |
| ——期間 | 131 |
| ——の援用 | 122 |
| ——の完成猶予 | 122 |
| ——の起算点 | 121, 126, 385 |
| ——の更新 | 122 |

- 消滅——3, 121, 132, 258, 384
- 事実たる慣習……………3, 258, 384
- 私傷病休暇……………155
- 私傷病休職……………208
- 辞職……………106, 191
- の意思表示……………190
- の自由……………291
- 事前協議約款……………33
- 事前同意約款……………33
- 思想・信条を理由とする採用拒否……………175
- 下請……………318
- 企業の安全配慮義務……………320
- 自宅待機命令……………154
- 実質法……………38
- 私的自治の原則……………52, 59, 63
- 児童……………43
- 死亡または退職時の賃金支払い……………266
- 事務管理……………334
- 社会的身分……………60
- 社会保険……………326
- 料の立替払い……………335
- 借地借家法……………229
- 社宅賃料の立替払い……………336
- 社宅の使用関係……………230
- 修学費用の返還義務……………142
- 終期……………116
- 従業員から会社への求償……………366
- 就業規則……………214, 324
- の契約内容規律効……………214
- の合理性……………215, 219
- の最低基準効……………214
- の周知……………215
- の必要記載事項……………215
- の不利益変更……………218
- 終業時刻……………247
- 重合的競合……………370
- 従属性……………347
- 経済的——……………347
- 人的——……………347
- 自由年休……………260
- 就労請求権……………152
- 主観的起算点……………121, 125
- 主観的連結……………38
- 出勤停止……………31
- 出向……………25, 201
- 移籍——……………25
- 在籍——……………25
- 出張移動時間……………247
- 受領義務……………152, 156
- 受領遅滞……………144, 152, 156
- 種類債権……………257
- 準委任……………314
- 準拠法……………38
- 決定規則……………38
- 障害補償給付……………353
- 昇格差別……………62
- 承継
- 特定——……………203, 274
- 包括——……………202, 274
- 条件……………116
- 解除——……………116
- 使用者
- による時季指定……………261
- の責めに帰すべき事由……………212
- 労基法上の——……………238
- 労契法上の——……………236
- 労組法上の——……………238
- 使用者責任……………339, 345, 362
- の法的性質……………363
- 使用従属関係……………233
- 使用従属性……………234, 315
- 昇進……………71
- 使用貸借……………225
- の終了……………226
- 承諾……………116
- みなし……………179
- 使用人兼務取締役……………325
- 消費貸借……………222
- 情報提供義務……………187
- 消滅時効……………3, 121, 132, 258, 384
- 期間……………258
- 一般債権の——期間……………125
- 客観的起算点……………121, 125
- 主観的起算点……………121, 125
- 人の生命・身体の侵害に係る損害賠償請求権の——……………125, 131

賞与……………70, 162, 265
 将来効……………305
 職業選択の自由……………296
 職種や業務内容の特定……………150
 職場環境配慮義務……………3, 133
 職務専念義務……………145
 除斥期間……………386
 所定労働時間……………252
 — 数……………270
 人員整理……………289
 新規卒卒者……………241
 信義則（信義誠実の原則）…2, 7, 10, 12, 64, 140, 153, 172, 183, 214, 320, 348, 358, 365
 親権者……………42, 44
 人事異動……………271
 人事考課……………69
 人種……………61
 — 差別……………60
 新設分割……………276
 人選基準……………289
 信任関係……………314
 じん肺……………370, 385
 — 訴訟……………126
 深夜業……………44
 — 免除……………149
 ストライキ（同盟罷業）……………157, 360
 スライド制……………353
 スローダウン → 怠業
 生活保障……………197
 請求権競合……………3
 制限種類債権……………258
 誠実義務……………13, 64
 製造物責任……………339
 成年年齢……………42, 45
 整理解雇……………118, 243, 309
 — の4要件（要素）……………288
 セクシュアルハラスメント……………8, 35
 全額払いの原則……………161, 223
 賃金 —……………349
 選択債権……………258
 素因……………373
 — 減額……………136

争議行為……………157, 357
 — の主体……………359
 — の正当性……………357, 359
 — の態様……………360
 — の定義……………359
 — の目的……………359
 違法 —……………361
 早期退職優遇制度……………76
 相殺……………160
 — 禁止……………161
 — 適状……………160
 遡及効……………305
 即時解雇……………112
 予告なしの —……………112
 損益相殺……………138
 損害賠償
 — 額の予定……………140
 — 請求権……………130, 161
 — 責任……………296
 — の範囲……………358

た 行

怠業……………157, 360
 退職勧奨……………28, 71, 75, 97
 退職金……………70, 102, 162
 退職の意思表示の撤回……………191
 — 権留保……………108
 退職の自由……………296
 択一的競合……………370
 諾成契約……………225
 諾成的消費貸借契約……………222
 脱法行為……………83
 短期消滅時効……………123
 男女差別……………74
 単身赴任……………20
 仲介事業者……………328
 中間利益の控除……………196
 注文者……………319
 懲戒
 — 委員会……………33
 — 解雇……………31, 95, 97
 — 処分……………31, 155, 324
 — の不遡及……………32

| | |
|-----------------|---------------|
| 調停 | 124 |
| 直律的効力 | 85 |
| 治療機会の喪失 | 355 |
| 賃金 | 324 |
| —減額 | 22 |
| —控除協定 | 224 |
| —債権の相殺 | 102 |
| —差別 | 68 |
| —請求権 | 257 |
| —全額払い原則 | 349 |
| —台帳 | 123 |
| —の後払いの原則 | 263 |
| —の支払時期 | 264 |
| 賃貸借 | 229 |
| —契約 | 301 |
| 追認 | 110 |
| 通勤時間 | 246 |
| 通常の労働者 | 56 |
| 手当 | 70 |
| 定型取引 | 217 |
| 定型約款 | 213, 217, 219 |
| —準備者 | 217 |
| 停止条件 | 116 |
| 抵触法 | 37 |
| 定年年齢差別 | 68 |
| 撤回 | 189 |
| 手待時間 | 247 |
| 典型契約 | 327 |
| 転籍 | 25, 201 |
| 同一(価値)労働同一賃金の原則 | 53, 70 |
| 登記 | 48 |
| 動機の錯誤 | 94 |
| 倒産 | 309 |
| 同時履行の抗弁権 | 144 |
| 到達主義 | 105, 182, 189 |
| 同盟罷業(ストライキ) | 157, 360 |
| 特定承継 | 203, 274 |
| 特定物債権 | 257 |
| 特別な社会的接触関係 | 371 |
| 特別法 | 3 |
| 土地工作物責任 | 339 |
| 都道府県労働局 | 124 |
| —雇用均等室 | 124 |

| | |
|-----|--------|
| 取消し | 92 |
| —権 | 42 |
| 取締役 | 4, 323 |

な 行

| | |
|---------------|--------------------------|
| 内規 | 215 |
| 内定 | 240 |
| —辞退 | 243 |
| 内部通報 | 20 |
| 任意規定(法規) | 78, 80, 83, 87, 264, 269 |
| 任意退職 | 106 |
| —の撤回 | 107 |
| 任期制 | 281 |
| 妊娠 | 103 |
| —中の軽易業務への転換 | 104 |
| 抜き打ちスト | 361 |
| 年休 | |
| —の繰越 | 261 |
| —の自由利用 | 261 |
| 年休権 | 257 |
| —の時効 | 258 |
| 年次有給休暇 | 123, 258 |
| 年俸制 | 264 |
| 年齢 | 175 |
| 脳・心臓疾患 | 354 |
| ノウハウ | 14, 66 |
| ノーワーク・ノーペイの原則 | 157, 257, 263, 358 |

は 行

| | |
|-------------------|---------|
| 配転 | 18 |
| 派遣切り | 179 |
| 派遣労働者 | 5, 201 |
| 破産管財人 | 309 |
| 破産手続 | 310 |
| —開始の決定 | 308 |
| —の開始による雇用契約の解約申入れ | 308 |
| 働き方改革関連法 | 261 |
| 発信主義 | 105 |
| ハラスメント | 35, 362 |
| セクシュアル | 8, 35 |
| パワー | 35 |

被害者側の過失……………136, 373
 ピケッティング……………358, 360
 非常時払い……………265
 非典型契約……………327
 一人親方……………235
 秘密保持義務……………13, 133
 病気・負傷……………287
 表現の自由……………379
 疲労の蓄積……………138
 日割り計算……………270
 歩合給……………254
 付加金……………112, 123, 196
 復職……………209
 服務規律……………14
 福利厚生……………71
 不真正連帯債務……………369
 付随義務……………12, 64, 130, 134, 358
 不当労働行為……………40, 175, 288
 不法原因給付……………52
 不法行為……………319, 351, 358, 362
 —に基づく損害賠償請求……………131
 —による損害賠償請求権の消滅時効期
 間との異動……………125, 384
 債務不履行と—……………3, 125, 373
 法人の—責任……………338
 不法行為構成……………384
 債務不履行構成と—……………131
 不法行為責任……………135
 プライバシー……………137, 376
 プラットフォーム……………330
 —事業者……………328
 フランチャイザー……………329
 フランチャイジー……………329
 フランチャイズ契約……………317, 327, 329, 331
 分割
 吸収—……………202
 新設—……………202
 平均賃金……………195
 便宜供与……………228
 弁済……………144, 148
 —の提供……………144, 148
 —の方法……………148
 債務の本旨に従った—……………144

包括承継……………202, 274
 報酬……………245, 257, 263, 313, 324
 履行の割合に応じた—……………263, 268
 報償責任と危険責任……………347
 法人……………47
 —自体の不法行為責任……………339
 —の代表者（機関）の加害行為……………338
 —の不法行為責任……………338
 外国—……………37
 公益—……………47
 財団—……………47
 社団—……………47
 非営利—……………47
 法人格……………47
 —否認の法理……………237, 275
 法定更新……………230
 法定代理人……………42
 法定利率……………131
 法定労働時間……………252
 法の適用に関する通則法……………38, 87
 法の下の平等……………59, 68
 暴利行為……………101
 法律行為の準拠法……………38
 保護義務……………12
 補充的効力……………85
 募集方法の自由……………174

ま 行

毎月1回以上・定期日払いの原則……………264
 前借金……………161
 未成年後見人……………42, 44
 未成年者……………42
 未払賃金立替払制度……………311
 未払割増賃金の請求……………124
 身元保証人……………141, 348
 無過失責任……………352
 無期転換
 —後の労働条件……………283
 —申込権……………178, 283
 無効……………52, 110
 —行為の追認……………110
 名誉毀損……………358, 379
 メンタルヘルス……………376

申込み……………116, 182, 240
 —の意思表示の拘束力……………105
 —の意思表示の撤回……………105
 —の撤回……………189
 —の誘引……………116, 183, 240
 —みなし……………180

黙示
 —の合意……………90
 —の更新……………177, 302
 —の労働契約……………184

元請……………318
 —企業の安全配慮義務……………320

元方事業者……………321
 特定—……………321

や 行

雇止め……………178, 303
 やむを得ない事由による雇用の解除……………296
 有期労働契約……………173, 178, 281
 —の更新……………280

優先的破産債権……………311
 論旨解雇……………31
 備車運転手……………235
 要素の錯誤……………94
 要物契約……………225
 予告期間……………285

ら・わ 行

ライドブッキング……………329
 利息……………222
 —請求権……………222

リハビリ
 —勤務……………209
 —出勤……………151
 —テーション……………353

留学・研修費用の貸与……………141
 両性の本質的平等……………68
 寮の使用関係……………231
 療養補償給付……………353
 例示疾病……………354
 恋愛禁止条項……………43

連結
 客観的—……………39
 主観的—……………38

労災保険……………127, 138, 326
 —給付と損害賠償との調整……………343

労使慣行……………88
 労働委員会……………155
 労働義務……………149
 労働組合の自主性……………227, 357, 379
 労働契約……………357
 —の解除……………305
 —の承継……………273
 —の成立……………117
 —の変更……………166

労働災害の補償……………351
 労働時間……………245
 実—……………245
 所定—……………245
 法定—……………245

労働者……………325
 —の勤務成績……………287
 —の行為・態度を理由とする解雇……………287
 —の不法行為……………345
 —派遣……………5, 201
 労基法上の—……………314
 労契法上の—……………316
 労組法上の—……………316

労働条件……………60
 —通知書……………202
 —の不利益変更……………103, 277
 —変更……………28

労働争議……………157
 労働能力を理由とする解雇……………287
 労務供給契約……………233
 労務受領拒否……………156

ロックアウト……………156
 攻撃的—……………158
 先制的—……………158
 防御的—……………158

割増賃金……………251

判例索引

(大審院・最高裁判所)

| | |
|---|----------------|
| 大判明治 39. 11. 2 民録 12 輯 1413 頁 | 190 |
| 大判大正 4. 5. 29 民録 21 輯 858 頁 | 153 |
| 大判大正 8. 3. 3 民録 25 輯 356 頁 (信玄公旗掛松事件) | 18, 24, 30 |
| 大判大正 10. 7. 8 民録 27 輯 1449 頁 | 144 |
| 大判昭和 4. 2. 20 民集 8 卷 59 頁 | 97 |
| 大判昭和 7. 3. 25 民集 11 卷 464 頁 | 83 |
| 大判昭和 9. 5. 1 民集 13 卷 875 頁 | 101 |
| 大判昭和 10. 10. 5 民集 14 卷 1965 頁 (宇奈月温泉事件) | 17, 18, 24, 30 |
| 大判昭和 12. 9. 17 民集 16 卷 1435 頁 | 121 |
| 大判昭和 15. 12. 14 民集 19 卷 2325 頁 | 385 |
| 大判昭和 17. 9. 30 民集 21 卷 911 頁 | 97 |
| 最大判昭和 27. 10. 22 民集 6 卷 9 号 857 頁 (朝日新聞西部本社事件) | 360 |
| 最一小判昭和 29. 11. 16 民集 8 卷 11 号 2047 頁 | 230 |
| 最二小判昭和 29. 11. 26 民集 8 卷 11 号 2087 頁 | 92 |
| 最二小判昭和 30. 5. 13 民集 9 卷 6 号 711 頁 | 231 |
| 最二小判昭和 31. 11. 2 民集 10 卷 11 号 1413 頁 (関西精機賃金請求事件) | 162 |
| 最二小判昭和 31. 11. 16 民集 10 卷 11 号 1453 頁 | 231, 232 |
| 最大判昭和 32. 6. 5 民集 11 卷 6 号 915 頁 | 206 |
| 最二小判昭和 32. 7. 5 民集 11 卷 7 号 1193 頁 | 7 |
| 最一小判昭和 32. 11. 14 民集 11 卷 12 号 1943 号 | 48 |
| 最二小判昭和 33. 6. 6 民集 12 卷 9 号 1373 頁 | 223 |
| 最二小判昭和 35. 3. 11 民集 14 卷 3 号 403 頁 (細谷服装事件) [百選 69] | 112, 113 |
| 最三小判昭和 35. 4. 12 民集 14 卷 5 号 817 頁 | 225 |
| 最三小判昭和 35. 4. 26 民集 14 卷 6 号 1004 頁 (高知新聞社事件) | 359 |
| 最三小判昭和 35. 11. 1 民集 14 卷 13 号 2781 頁 | 126 |
| 最一小判昭和 36. 4. 20 民集 15 卷 4 号 774 頁 | 105 |
| 最大判昭和 36. 5. 31 民集 15 卷 5 号 1482 頁 (日本勧業経済会事件) | 162, 366 |
| 最二小判昭和 37. 7. 20 民集 16 卷 8 号 1656 頁 (米軍山田部隊事件) | 195, 197 |
| 最二小判昭和 38. 5. 24 民集 17 卷 5 号 639 頁 | 18 |
| 最一小判昭和 39. 1. 28 民集 18 卷 1 号 136 頁 | 379 |
| 最三小判昭和 39. 3. 10 判時 369 号 21 頁 | 231 |
| 最二小判昭和 39. 9. 25 民集 18 卷 7 号 1528 頁 | 373 |
| 最一小判昭和 39. 10. 15 民集 18 卷 8 号 1671 頁 | 47 |
| 最二小判昭和 40. 9. 10 民集 19 卷 6 号 1512 頁 | 93 |
| 最三小判昭和 40. 11. 30 民集 19 卷 8 号 2049 頁 | 363 |
| 最大判昭和 41. 4. 20 民集 20 卷 4 号 702 頁 | 122 |
| 最一小判昭和 41. 6. 23 民集 20 卷 5 号 1118 頁 | 133, 380 |
| 最一小判昭和 41. 10. 27 民集 20 卷 8 号 1649 頁 | 225 |
| 最二小判昭和 41. 11. 18 民集 20 卷 9 号 1886 頁 | 363, 369 |

| | |
|--|-------------------------|
| 最一小判昭和 42. 6. 27 民集 21 卷 6 号 1507 頁 | 373 |
| 最二小判昭和 42. 6. 30 民集 21 卷 6 号 1526 頁 | 363 |
| 最三小判昭和 42. 7. 18 民集 21 卷 6 号 1559 頁 | 385 |
| 最三小判昭和 43. 4. 9 民集 22 卷 4 号 845 頁 (医療法人新光会事件) | 288 |
| 最三小判昭和 43. 4. 23 民集 22 卷 4 号 964 頁 (山王川工場廃水事件) | 369 |
| 最三小判昭和 43. 12. 24 民集 22 卷 13 号 3050 頁 (千代田丸事件) | 146, 149 |
| 最一小判昭和 44. 2. 27 民集 23 卷 2 号 511 頁 | 237 |
| 最三小判昭和 44. 4. 15 判時 558 号 55 頁 | 231 |
| 最二小判昭和 45. 5. 29 判時 598 号 55 頁 | 92 |
| 最大判昭和 45. 7. 15 民集 24 卷 7 号 771 頁 | 121 |
| 最二小判昭和 45. 12. 18 民集 24 卷 13 号 2151 頁 | 379 |
| 最三小判昭和 46. 6. 22 民集 25 卷 4 号 566 頁 | 363 |
| 最一小判昭和 46. 12. 16 民集 25 卷 9 号 1472 頁 | 153 |
| 最三小判昭和 46. 12. 21 判時 658 号 32 頁 | 364 |
| 最一小判昭和 47. 4. 6 民集 26 卷 3 号 397 頁 (静岡県教職員事件) | 252 |
| 最二小判昭和 48. 1. 19 民集 27 卷 1 号 27 頁 (シンガー・ソーイング・メシオン事件) | 102, 163, 167, 181 |
| 最二小判昭和 48. 3. 2 民集 27 卷 2 号 191 頁 (白石菅林署事件) [百選 41] | 259, 261 |
| 最二小判昭和 48. 3. 2 民集 27 卷 2 号 210 頁 (国鉄郡山工場事件) | 259 |
| 最二小判昭和 48. 11. 16 民集 27 卷 10 号 1374 頁 | 385 |
| 最大判昭和 48. 12. 12 民集 27 卷 11 号 1536 頁 (三菱樹脂事件) [百選 8・10] | 59, 173, 175 |
| 最二小判昭和 49. 3. 15 民集 28 卷 2 号 265 頁 (日本鋼管事件) | 32 |
| 最一小判昭和 49. 7. 22 民集 28 卷 5 号 927 頁 (東芝柳町工業事件) | 178, 303 |
| 最一小判昭和 49. 9. 26 民集 28 卷 6 号 1213 頁 | 97 |
| 最一小判昭和 49. 9. 30 判時 760 号 97 頁 | 50 |
| 最三小判昭和 50. 2. 25 民集 29 卷 2 号 143 頁 (陸上自衛隊八戸車両整備工場事件) [百選 47] | 2 |
| 最二小判昭和 50. 4. 25 民集 29 卷 4 号 456 頁 (日本食塩製造事件判決) | 286 |
| 最三小判昭和 50. 4. 25 民集 29 卷 4 号 481 頁 (丸島水門事件) [百選 98] | 158 |
| 最一小判昭和 50. 7. 17 労経速 916 号 3 頁 (ノースウエスト航空事件) | 158 |
| 最一小判昭和 51. 3. 25 民集 30 卷 2 号 160 頁 | 136 |
| 最一小判昭和 51. 7. 8 民集 30 卷 7 号 689 頁 (茨城石炭商事事件) [百選 26] | 141, 348, 365 |
| 最二小判昭和 52. 2. 28 判時 850 号 97 頁 (第一小型ハイヤー事件) | 159 |
| 最二小判昭和 52. 8. 9 労経速 958 号 25 頁 (三晃社事件) | 65 |
| 最三小判昭和 52. 10. 25 民集 31 卷 6 号 836 頁 (三共自動車事件) [百選 50] | 343 |
| 最三小判昭和 52. 12. 13 民集 31 卷 7 号 974 頁 (日黒電報電話局事件) [百選 55] | 145 |
| 最二小判昭和 54. 7. 20 民集 33 卷 5 号 582 頁 (大日本印刷事件) [百選 9] | 117, 118, 119, 241, 243 |
| 最二小判昭和 55. 4. 11 民集 34 卷 3 号 330 頁 (山口放送事件) | 159 |
| 最二小判昭和 55. 5. 30 民集 34 卷 3 号 464 頁 (電電公社近畿通電局事件) | 117, 118, 242 |
| 最一小判昭和 55. 12. 18 民集 34 卷 7 号 888 頁 (大石塗装・鹿島建設事件) [百選 49] | 5, 132, 320 |
| 最三小判昭和 56. 3. 24 民集 35 卷 2 号 300 頁 (日産自動車事件) | 68, 74 |
| 最一小判昭和 57. 3. 4 判時 1042 号 87 頁 | 369 |
| 最三小判昭和 57. 4. 13 民集 36 卷 4 号 659 頁 (大成観光事件) [百選 86] | 145 |
| 最一小判昭和 57. 10. 7 判時 1061 号 118 頁 (大和銀行事件) | 269 |

| | |
|---|-------------------------|
| 最二小判昭和 58. 6. 13 民集 37 卷 5 号 636 頁 (日本原子力研究所事件)…………… | 158 |
| 最一小判昭和 58. 9. 8 労判 415 号 29 頁 (関西電力事件) [百選 51]…………… | 32, 133 |
| 最一小判昭和 58. 10. 27 労判 427 号 63 頁 (あさひ保育園事件)…………… | 288 |
| 最三小判昭和 59. 4. 10 民集 38 卷 6 号 557 頁 (川義事件)…………… | 2, 4, 135 |
| 最三小判昭和 59. 9. 18 判時 1137 号 51 頁…………… | 183 |
| 最一小判昭和 60. 3. 7 労判 449 号 49 頁 (水道機工事件)…………… | 146 |
| 最二小判昭和 60. 4. 5 民集 39 卷 3 号 675 頁 (古河電気工業・原子燃料工業事件)…………… | 27, 272 |
| 最一小判昭和 60. 11. 28 労判 496 号 6 頁 (京都新聞社事件)…………… | 89 |
| 最一小判昭和 61. 3. 13 労判 470 号 6 頁 (電電公社帯広局事件)…………… | 34, 146 |
| 最二小判昭和 61. 3. 17 民集 40 卷 2 号 420 頁…………… | 122 |
| 最大判昭和 61. 6. 11 民集 40 卷 4 号 872 頁 (北方ジャーナル事件)…………… | 380 |
| 最二小判昭和 61. 7. 14 労判 477 号 6 頁 (東亜ペイント事件) [百選 61]…………… | 19, 20, 22, 23 |
| 最一小判昭和 61. 12. 4 労判 486 号 6 頁 (日立メディコ事件) [百選 79]…………… | 178, 303 |
| 最一小判昭和 62. 4. 2 労判 506 号 20 頁 (あけぼのタクシー (解雇) 事件) [百選 76]…………… | 197 |
| 最二小判昭和 62. 5. 8 労判 496 号 6 頁 (日産自動車事件)…………… | 227 |
| 最二小判昭和 62. 7. 10 民集 41 卷 5 号 1229 頁 (弘前電報電話局事件)…………… | 260 |
| 最二小判昭和 62. 7. 17 民集 41 卷 5 号 1283 頁 (ノース・ウエスト航空事件) [百選 97]…………… | 195, 196 |
| 最三小判昭和 62. 9. 18 労判 504 号 6 頁 (大隈鉄工所事件最高裁判決) [百選 67]…………… | 108, 109, 192 |
| 最一小判昭和 63. 4. 21 民集 42 卷 4 号 243 頁…………… | 136, 373 |
| 最二小判昭和 63. 7. 1 民集 42 卷 6 号 451 頁…………… | 363, 369 |
| 最一小判平成元. 9. 7 労判 546 号 6 頁 (香港上海銀行事件)…………… | 267 |
| 最一小判平成元. 9. 14 家月 41 卷 11 号 75 頁…………… | 92 |
| 最一小判平成元. 12. 7 労判 554 号 6 頁 (日産自動車事件)…………… | 19 |
| 最一小判平成元. 12. 21 民集 43 卷 12 号 2209 頁…………… | 384 |
| 最二小判平成 2. 4. 20 労判 561 号 6 頁 (高知営林署事件)…………… | 4 |
| 最二小判平成 2. 11. 26 民集 44 卷 8 号 1085 頁 (日新製鋼事件) [百選 29]…………… | 102, 161, 162, 224, 366 |
| 最一小判平成 3. 4. 11 労判 590 号 14 頁 (三菱重工 (難聴 1 次・2 次訴訟) 事件)…………… | 5, 320 |
| 最二小判平成 3. 10. 25 民集 45 卷 7 号 1173 頁…………… | 369 |
| 最一小判平成 3. 11. 28 民集 45 卷 8 号 1270 頁 (日立製作所武蔵工場事件) [百選 36]…………… | 34 |
| 最三小判平成 4. 6. 23 民集 46 卷 4 号 306 頁 (時事通信社事件) [百選 43]…………… | 260 |
| 最一小判平成 4. 6. 25 民集 46 卷 4 号 400 頁…………… | 373 |
| 最二小判平成 4. 9. 25 労判 618 号 14 頁 (三菱重工長崎造船所事件) [百選 92]…………… | 360 |
| 最二小判平成 4. 10. 2 労判 619 号 8 頁 (御國ハイヤー事件) [百選 93]…………… | 360 |
| 最二小判平成 5. 6. 11 労判 632 号 10 頁 (国鉄鹿兒島自動車営業所事件) [百選 22]…………… | 147 |
| 最一小判平成 5. 6. 25 民集 47 卷 6 号 4585 頁 (沼津交通事件)…………… | 261 |
| 最三小判平成 6. 2. 22 民集 48 卷 2 号 441 頁 (長崎じん肺訴訟事件)…………… | 127 |
| 最二小判平成 6. 6. 13 労判 653 号 12 頁 (高知県観光事件) [百選 38]…………… | 254 |
| 最一小判平成 7. 3. 9 労判 679 号 30 頁 (商大八戸ノ里ドライビングスクール事件 (上告審))…………… | 89 |
| 最三小判平成 7. 5. 30 労判 672 号 15 頁 (西武バス事件 (上告審))…………… | 34 |
| 最二小判平成 8. 2. 23 民集 50 卷 2 号 249 頁 (コック食品事件)…………… | 343 |
| 最二小判平成 8. 2. 23 労判 690 号 12 頁 (JR 東日本 (本荘保線区) 事件)…………… | 146 |
| 最三小判平成 8. 3. 5 民集 50 卷 3 号 383 頁…………… | 121 |
| 最三小判平成 8. 3. 5 労判 689 号 16 頁 (地公災基金愛知県支部長事件)…………… | 355 |

| | |
|---|----------------------------|
| 最一小判平成 8. 9. 26 労判 708 号 31 頁 (山口観光事件) [百選 52]…………… | 32 |
| 最二小判平成 8. 10. 28 金法 1469 号 49 頁…………… | 183 |
| 最三小判平成 8. 10. 29 民集 50 卷 9 号 2474 頁…………… | 136, 374 |
| 最一小判平成 8. 11. 28 労判 714 号 14 頁 (横浜南労基署長 (旭紙業) 事件) [百選 1]…………… | 235, 315, 324 |
| 最三小判平成 9. 9. 9 民集 51 卷 8 号 3804 頁…………… | 380 |
| 最一小判平成 10. 4. 9 労判 736 号 15 頁 (片山組事件) [百選 24]…………… | 150, 287 |
| 最三小判平成 10. 5. 26 民集 52 卷 4 号 985 頁…………… | 96 |
| 最二小判平成 10. 6. 12 民集 52 卷 4 号 1087 頁…………… | 384 |
| 最一小判平成 10. 9. 10 民集 52 卷 6 号 1494 頁…………… | 369 |
| 最一小判平成 10. 9. 10 労判 757 号 20 頁 (九州朝日放送事件)…………… | 19 |
| 最三小判平成 11. 4. 27 労判 761 号 15 頁 (駸々堂事件)…………… | 166, 281 |
| 最二小判平成 11. 9. 17 労判 768 号 16 頁 (帝国臓器製薬 (単身赴任) 事件)…………… | 20 |
| 最三小判平成 12. 1. 28 労判 774 号 7 頁 (ケンウッド事件)…………… | 20, 34 |
| 最一小判平成 12. 3. 9 民集 54 卷 3 号 801 頁 (三菱重工業長崎造船所事件) [百選 33]…………… | 246, 247 |
| 最二小判平成 12. 3. 24 民集 54 卷 3 号 1155 頁 (電通事件) [百選 48]…………… | 4, 135, 138, 342, 374, 377 |
| 最一小判平成 12. 7. 17 労判 785 号 6 頁 (横浜南労基署長 (東京海上横浜支店) 事件) [百選 45]…………… | 355 |
| 最三小判平成 14. 1. 29 民集 56 卷 1 号 218 頁…………… | 385 |
| 最一小判平成 14. 2. 28 民集 56 卷 2 号 361 頁 (大星ビル管理事件) [百選 34]…………… | 246, 247 |
| 最一小判平成 14. 7. 11 判時 1805 号 56 頁…………… | 93 |
| 最二小判平成 15. 4. 18 労判 847 号 14 頁 (新日本製鐵 (日鐵運輸) 事件) [百選 62]…………… | 26, 201 |
| 最二小判平成 15. 10. 10 労判 861 号 5 頁 (フジ興産事件) [百選 19]…………… | 32 |
| 最二小判平成 15. 12. 19 民集 57 卷 11 号 2292 頁…………… | 84 |
| 最一小判平成 15. 12. 22 民集 57 卷 11 号 2335 頁 (JR 北海道・日本貨物鉄道 (国労) 事件) [百選 101]…………… | 175 |
| 最三小判平成 16. 4. 27 民集 58 卷 4 号 1032 頁 (筑豊じん肺訴訟 (日鉄鉱業) 事件)…………… | 127, 386 |
| 最二小判平成 17. 6. 3 民集 59 卷 5 号 938 頁 (関西医科大学事件)…………… | 236, 315 |
| 最二小判平成 18. 3. 3 労判 919 号 5 頁 (地公災基金鹿児島県支部長事件)…………… | 355 |
| 最三小判平成 18. 3. 28 労判 933 号 12 頁 (社会福祉法人いずみ福祉会事件)…………… | 197, 198 |
| 最三小判平成 18. 4. 18 民集 60 卷 4 号 1548 頁 (安威川生コンクリート工業事件)…………… | 159 |
| 最一小判平成 19. 1. 18 労判 931 号 5 頁 (神奈川信用農業組合事件)…………… | 76 |
| 最一小判平成 19. 6. 28 労判 940 号 11 頁 (藤沢労基署長事件)…………… | 235 |
| 最一小判平成 20. 3. 27 労判 958 号 5 頁 (NTT 東日本北海道支店事件)…………… | 138, 374 |
| 最二小判平成 20. 7. 4 判時 2028 号 32 頁…………… | 329 |
| 最二小判平成 21. 12. 18 民集 63 卷 10 号 2754 頁 (パナソニックプラズマディスプレイ (パスコ) 事件) [百選 81]…………… | 179, 184 |
| 最二小判平成 21. 12. 18 労判 1000 号 5 頁 (ことぶき事件)…………… | 252 |
| 最二小判平成 22. 7. 12 民集 64 卷 5 号 1333 頁 (日本アイ・ピー・エム (会社分割) 事件) [百選 66]…………… | 203, 277 |
| 最三小判平成 23. 4. 12 民集 65 卷 3 号 943 頁 (国・中労委 (新国立劇場運営財団) 事件)…………… | 238, 316 |
| 最三小判平成 23. 4. 12 労判 1026 号 27 頁 (国・中労委 (INAX メンテナンス) 事件) [百選 3] …………… | 238, 316 |
| 最三小判平成 24. 2. 21 民集 66 卷 3 号 955 頁 (国・中労委 (ビクターサービスエンジニアリング) 事件)…………… | 238, 316 |

| | |
|--|----------------|
| 最一小判平成 24. 3. 8 労判 1060 号 5 頁 (テックジャパン事件)…………… | 254 |
| 最三小決平成 24. 4. 24 判例集未登載…………… | 297 |
| 最二小判平成 24. 4. 27 労判 1055 号 5 頁 (日本ビューレット・パッカード事件)…………… | 134 |
| 最一小判平成 24. 11. 29 労判 1064 号 13 頁 (津田電機計器事件)…………… | 186 |
| 最二小判平成 26. 3. 24 労判 1094 号 22 頁 (東芝 (うつ病・解雇) 事件)…………… | 137, 376 |
| 最一小判平成 26. 10. 23 民集 68 卷 8 号 1270 頁 (広島中央保健生協 (C 生協病院) 事件) [百選 17] …………… | 80, 103 |
| 最一小判平成 27. 2. 26 労判 1109 号 5 頁 (L 館事件)…………… | 11, 35 |
| 最二小判平成 27. 6. 8 民集 69 卷 4 号 1047 頁 (学校法人専修大学事件) [百選 70]…………… | 295 |
| 最二小判平成 28. 2. 19 民集 70 卷 2 号 123 頁 (山梨県民信用組合事件) [百選 21]…………… | 103, 168, 218 |
| 最二小判平成 28. 7. 8 労判 1145 号 6 頁 (国・行橋労基署長事件)…………… | 354 |
| 最三小判平成 29. 2. 28 労判 1152 号 5 頁 (国際自動車事件)…………… | 254, 255 |
| 最二小判平成 29. 7. 7 労判 1168 号 49 頁 (医療法人社団康心会事件)…………… | 252, 253, 254 |
| 最一小判平成 30. 2. 15 労判 1181 号 5 頁 (イビデン事件 (上告審))…………… | 9, 10 |
| 最二小判平成 30. 6. 1 民集 72 卷 2 号 88 頁 (ハマキョウレックス事件)…………… | 54, 57, 85, 86 |
| 最二小判平成 30. 6. 1 民集 72 卷 2 号 202 頁 (長澤運輸事件)…………… | 54, 57 |
| 最一小判平成 30. 7. 19 労判 1186 号 5 頁 (日本ケミカル事件)…………… | 253, 254 |
| 最三小判平成 30. 11. 6 判時 2413=2414 号 22 頁 (A 市事件)…………… | 36 |
| 最一小判平成 31. 4. 25 労判 1208 号 5 頁 (平尾事件)…………… | 267 |
| 最二小決令和元. 6. 21 労判 1202 号 192 頁 (イクスーザ事件 (上告審))…………… | 255 |
| 最二小判令和 2. 2. 28 労判 1224 号 5 頁 (福山通運事件)…………… | 366 |
| 最一小判令和 2. 3. 30 労判 1220 号 5 頁 (国際自動車 (第二次上告審) 事件)…………… | 255 |
| 最三小判令和 2. 10. 13 裁判所ウェブサイト (大阪医科薬科大学事件)…………… | 57, 85 |
| 最三小判令和 2. 10. 13 裁判所ウェブサイト (メトロコマース事件)…………… | 57, 58 |
| 最一小判令和 2. 10. 15 裁判所ウェブサイト (日本郵便 (大阪) 事件 (上告審))…………… | 57, 58 |
| 最一小判令和 2. 10. 15 裁判所ウェブサイト (日本郵便 (佐賀) 事件)…………… | 57, 58 |
| 最一小判令和 2. 10. 15 裁判所ウェブサイト (日本郵便 (東京) 事件 (上告審))…………… | 57, 58, 86 |

〈高等裁判所〉

| | |
|--|----------|
| 東京高決昭和 33. 8. 2 労民 9 卷 5 号 831 頁 (読売新聞社事件) [百選 23]…………… | 153 |
| 大阪高判昭和 41. 1. 31 高民 19 卷 1 号 23 頁…………… | 49 |
| 仙台高判昭和 46. 11. 22 労民 22 卷 6 号 1113 頁 (小野田セメント大船渡工場退職事件 (控訴審))…………… | 75 |
| 広島高松江支判昭和 48. 10. 26 高民 26 卷 4 号 431 頁 (石見交通事件)…………… | 97 |
| 東京高判昭和 53. 2. 20 労民 29 卷 1 号 97 頁 (青山学院事件)…………… | 302 |
| 福岡高判昭和 53. 8. 9 判時 919 号 101 頁 (昭和自動車事件)…………… | 192 |
| 東京高判昭和 54. 10. 29 労民 30 卷 5 号 1002 頁 (東洋酵素事件) [百選 73]…………… | 288 |
| 東京高判昭和 55. 2. 18 労民 31 卷 1 号 49 頁 (古河鋳業事件)…………… | 14 |
| 札幌高判昭和 56. 7. 16 労民 32 卷 3=4 号 502 頁 (旭川大学事件)…………… | 282, 302 |
| 名古屋高判昭和 56. 11. 30 判時 1045 号 130 頁 (大隈鐵工所事件)…………… | 108 |
| 大阪高判昭和 58. 5. 27 労判 413 号 46 頁 (壺阪観光事件)…………… | 124 |
| 広島高判昭和 61. 8. 28 労判 487 号 81 頁 (全自交広島タクシー支部事件)…………… | 106, 107 |
| 東京高判昭和 61. 10. 14 金判 767 号 21 頁 (かなざわ総本舗事件)…………… | 187 |
| 福岡高判昭和 63. 10. 26 判時 1332 号 142 頁 (あけぼのタクシー (解雇) 事件 (差戻控訴審))…………… | 198 |

| | |
|--|---------------|
| 大阪高判平成 2. 3. 8 労判 575 号 59 頁 (千代田工業事件)…………… | 187 |
| 名古屋高判平成 2. 8. 31 労判 569 号 37 頁 (中部日本広告社事件)…………… | 65 |
| 仙台高判平成 4. 1. 10 労民 43 卷 1 号 1 頁 (岩手銀行事件)…………… | 70 |
| 福岡高判平成 5. 4. 28 労判 648 号 82 頁 (大分労基署長 (大分放送) 事件) [百選 44]…………… | 354 |
| 大阪高判平成 5. 6. 25 労判 679 号 32 頁 (商大八戸ノ里ドライブインスクール事件 (控訴審)) 〔百選 27〕…………… | 89, 90, 91 |
| 福岡高判平成 6. 3. 24 労民 45 卷 1=2 号 123 頁 (三菱重工業長崎造船所事件)…………… | 260 |
| 東京高判平成 6. 6. 17 労判 654 号 25 頁 (西武バス事件)…………… | 34 |
| 東京高判平成 7. 6. 28 労民 46 卷 3 号 986 頁 (東京中央郵便局事件)…………… | 89 |
| 福岡高判平成 8. 7. 30 労判 757 号 21 頁…………… | 153 |
| 東京高判平成 9. 9. 26 労判 724 号 13 頁 (電通事件)…………… | 374 |
| 東京高判平成 10. 6. 30 労判 747 号 57 頁 (医療法人直源会相模原南病院事件)…………… | 381 |
| 大阪高判平成 10. 7. 22 労判 748 号 98 頁 (駸々堂事件)…………… | 101, 166 |
| 東京高判平成 11. 7. 28 労判 770 号 58 頁 (システムコンサルタント事件)…………… | 4, 137 |
| 東京高判平成 12. 11. 29 労判 799 号 17 頁 (メレスグリオ事件)…………… | 288 |
| 東京高判平成 12. 12. 22 労判 796 号 5 頁 (芝信用金庫事件)…………… | 70 |
| 東京高判平成 12. 12. 27 労判 809 号 82 頁 (更生会社三井埠頭事件)…………… | 167 |
| 大阪高判平成 13. 3. 6 労判 818 号 73 頁 (わいわいランド事件)…………… | 242 |
| 大阪高判平成 13. 3. 14 労判 809 号 61 頁 (全日本空輸 (解雇) 事件)…………… | 208 |
| 大阪高判平成 13. 4. 11 労判 825 号 79 頁 (K 興業事件)…………… | 348 |
| 福岡高判平成 13. 7. 19 判時 1785 号 89 頁 (筑豊炭田 (じん肺) 事件)…………… | 370 |
| 東京高判平成 14. 2. 27 労判 824 号 17 頁 (青山会事件)…………… | 275 |
| 大阪高判平成 14. 6. 19 労判 839 号 47 頁 (コントラ事件)…………… | 151 |
| 東京高判平成 14. 7. 11 労判 832 号 13 頁 (新宿労基署長事件)…………… | 235, 236, 324 |
| 高松高判平成 15. 3. 14 労判 849 号 90 頁 (徳島健康生活協同組合事件)…………… | 142 |
| 東京高判平成 15. 8. 27 労判 868 号 75 頁 (NHK 西東京営業センター事件)…………… | 236 |
| 大阪高判平成 16. 3. 30 労判 872 号 24 頁 (ピー・アンド・ジー事件)…………… | 191, 192 |
| 広島高岡山支判平成 16. 10. 28 労判 884 号 13 頁 (内山工業事件)…………… | 69, 70 |
| 東京高判平成 17. 3. 30 労判 905 号 72 頁 (神代学園ミュージック音楽院事件) [百選 40]…………… | 249 |
| 東京高判平成 17. 7. 13 労判 899 号 19 頁 (東京日新学園事件) [百選 64]…………… | 274, 275 |
| 名古屋高判平成 18. 1. 17 労判 909 号 5 頁 (山田紡績事件)…………… | 309 |
| 大阪高判平成 18. 4. 14 労判 915 号 60 頁 (ネスレ日本事件)…………… | 22 |
| 大阪高判平成 18. 10. 5 労判 927 号 23 頁 (A 特許事務所 (就業禁止仮処分) 事件)…………… | 65 |
| 大阪高判平成 18. 11. 24 労判 931 号 51 頁 (JR 西日本尼崎電車区事件)…………… | 4 |
| 大阪高判平成 18. 11. 28 労判 930 号 26 頁 (松下電器産業グループ事件)…………… | 219 |
| 東京高判平成 19. 6. 28 労判 946 号 76 頁 (昭和シェル石油 (賃金差別) 事件 (控訴審))…………… | 70, 386 |
| 福岡高判平成 19. 10. 25 労判 955 号 59 頁 (山田製作所事件)…………… | 343 |
| 東京高判平成 19. 12. 26 労経違 2063 号 3 頁 (T 社ほか 1 社事件)…………… | 40 |
| 東京高判平成 20. 3. 25 労判 959 号 61 頁 (東武スポーツ事件 (控訴審))…………… | 101 |
| 仙台高判平成 20. 7. 25 労判 968 号 29 頁 (A ラーメン事件)…………… | 274 |
| 東京高判平成 21. 7. 28 労判 990 号 50 頁 (アテスト (ニコン熊谷製作所) 事件)…………… | 5 |
| 東京高判平成 21. 10. 29 労判 995 号 5 頁 (早稲田大学事件)…………… | 219 |
| 大阪高判平成 22. 4. 22 労判 1008 号 15 頁 (東亜交通事件)…………… | 143 |

| | |
|--|--------------|
| 東京高判平成 22. 4. 27 労判 1005 号 21 頁 (三田エンジニアリング事件)…………… | 65 |
| 札幌高判平成 22. 9. 30 労判 1013 号 160 頁 (日本ニューホランド事件)…………… | 185 |
| 大阪高判平成 22. 11. 19 労判 1168 号 105 頁 (NTT 西日本ほか事件)…………… | 248 |
| 東京高判平成 22. 12. 22 判時 2126 号 133 頁 (NTT 東日本事件)…………… | 185 |
| 東京高判平成 23. 2. 23 労判 1022 号 5 頁 (東芝 (うつ病・解雇) 事件)…………… | 212, 376 |
| 福岡高判平成 23. 3. 10 労判 1020 号 82 頁 (コーセーアールイー (第 2) 事件)…………… | 187 |
| 大阪高判平成 23. 5. 25 労判 1033 号 24 頁 (大庄ほか事件)…………… | 5 |
| 東京高判平成 23. 8. 31 労判 1035 号 42 頁 (オリンパス事件)…………… | 20 |
| 大阪高判平成 23. 12. 6 判例集未登載…………… | 297 |
| 東京高判平成 23. 12. 27 労判 1042 号 15 頁 (コナミデジタルエンタテインメント事件)…………… | 22 |
| 仙台高秋田支判平成 24. 1. 25 労判 1046 号 22 頁 (学校法人東興義塾事件)…………… | 298 |
| 東京高判平成 24. 3. 22 労判 1051 号 40 頁 (フォーカスシステムズ事件)…………… | 4 |
| 大阪高判平成 24. 7. 27 労判 1062 号 63 頁 (エーディーディー事件)…………… | 98, 346, 349 |
| 札幌高判平成 24. 10. 19 労判 1064 号 37 頁 (ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル事件) …………… | 102, 167 |
| 大阪高判平成 24. 12. 13 労判 1072 号 55 頁 (アイフル (旧ライフ) 事件)…………… | 293 |
| 東京高判平成 25. 2. 21 判例集未登載 (日本ユニ・デバイス事件)…………… | 302 |
| 東京高判平成 25. 3. 21 労判 1073 号 5 頁 (日本ビューレット・バックカード (解雇) 事件)…………… | 288 |
| 東京高判平成 25. 4. 24 労判 1074 号 75 頁 (ブルームバーグ・エル・ピー事件) [百選 72]…………… | 290 |
| 大阪高判平成 25. 5. 23 労判 1078 号 5 頁 (阪神バス事件 (勤務配慮・保全抗告))…………… | 277 |
| 東京高判平成 25. 7. 10 労判 1076 号 93 頁…………… | 294 |
| 札幌高判平成 25. 11. 21 労判 1086 号 22 頁 (医療法人雄心会事件)…………… | 343 |
| 東京高判平成 26. 2. 26 労判 1098 号 46 頁 (シオン学園 (三共自動車学校・賃金体系等変更) 事件)…………… | 90 |
| 仙台高判平成 26. 6. 27 労判 1100 号 26 頁 (岡山県貨物運送事件)…………… | 4 |
| 名古屋高判平成 26. 7. 4 労判 1101 号 65 頁 (学校法人越原学園 (名古屋女子大学) 事件)…………… | 20 |
| 東京高判平成 26. 11. 26 労判 1110 号 46 頁 (マーケティングインフォメーションコミュニティ事件) …………… | 255 |
| 東京高判平成 27. 2. 26 労判 1117 号 5 頁 (ディー・エム・イーほか事件)…………… | 5 |
| 仙台高判平成 27. 4. 22 労判 1123 号 48 頁 (七十七銀行 (女川) 事件)…………… | 4 |
| 広島高松江支判平成 27. 5. 27 労判 1130 号 33 頁 (学校法人矢谷学園事件)…………… | 302 |
| 大阪高判平成 27. 9. 11 労判 1130 号 22 頁 (NHK 神戸放送局 (地域スタッフ) 事件)…………… | 316 |
| 大阪高判平成 27. 9. 29 労判 1126 号 18 頁 (ANA 大阪空港事件)…………… | 215 |
| 東京高判平成 27. 11. 5 労経速 2266 号 17 頁 (日本郵便事件)…………… | 186 |
| 広島高判平成 27. 11. 17 労判 1127 号 5 頁 (広島中央保健生協 (C 生協病院) 事件 (差戻審))…………… | 80 |
| 東京高判平成 28. 1. 27 労判 1171 号 76 頁 (コロワイド MD (旧コロワイド東日本) 事件)…………… | 255 |
| 大阪高判平成 28. 4. 15 労判 1145 号 82 頁 (今井建設ほか事件)…………… | 98 |
| 東京高判平成 28. 7. 4 労判 1149 号 16 頁 (富士美術印刷事件)…………… | 382 |
| 名古屋高判平成 28. 7. 20 労判 1157 号 63 頁 (イビデン事件 (控訴審))…………… | 9 |
| 大阪高判平成 28. 7. 29 労判 1154 号 67 頁 (NHK 堺営業センター (地域スタッフ) 事件)…………… | 317 |
| 東京高判平成 28. 9. 12 労判 1147 号 50 頁 (学校法人専修大学 (差戻審) 事件)…………… | 287 |
| 福岡高判平成 28. 11. 10 労判 1151 号 5 頁 (糸島市事件)…………… | 137 |
| 東京高判平成 29. 2. 1 労判 1186 号 11 頁…………… | 254 |
| 広島高判平成 29. 9. 6 労判 1202 号 163 頁 (医療法人 K 会事件)…………… | 142 |

| | |
|--|-----------|
| 東京高判平成 29. 9. 7 判タ 1444 号 119 頁 (Y 大学事件)…………… | 35 |
| 東京高判平成 29. 10. 26 労判 1172 号 26 頁 (さいたま市 (環境局職員) 事件 (控訴審))…………… | 137, 138 |
| 東京高判平成 30. 1. 25 労判 1190 号 54 頁 (NHK 全受労南大阪 (旧堺) 支部事件)…………… | 317 |
| 東京高判平成 30. 2. 15 労判 1173 号 34 頁…………… | 255 |
| 名古屋高判平成 30. 6. 26 労判 1189 号 51 頁 (NHK 名古屋放送局事件)…………… | 151 |
| 東京高判平成 30. 10. 4 労判 1190 号 5 頁 (イクスーザ事件)…………… | 255 |
| 高松高判平成 30. 10. 31 LEX/DB25561627 (高知県立大学後援会事件)…………… | 283 |
| 東京高判平成 30. 11. 22 労判 1202 号 70 頁 (コナミススポーツクラブ事件)…………… | 84 |
| 東京高判平成 30. 12. 13 労判 1198 号 45 頁 (日本郵便 (東京) 事件 (控訴審))…………… | 86 |
| 東京高判平成 31. 3. 28 労判 1204 号 31 頁 (結婚式場運営会社 A 事件)…………… | 255 |
| 広島高判平成 31. 4. 18 労判 1204 号 5 頁 (学校法人梅光学院ほか (特任准教授) 事件)…………… | 154 |
| 東京高判令和元. 7. 3 労判 1210 号 5 頁 (ヤマト交通事件)…………… | 228 |
| 福岡高判令和元. 7. 18 労判 1223 号 95 頁 (フルカワほか事件)…………… | 3, 5, 138 |
| 大阪高判令和元. 7. 19 労判 1220 号 72 頁 (住友ゴム工業事件)…………… | 127 |
| 東京高判令和元. 11. 28 労判 1215 号 5 頁 (ジャパンビジネスラボ事件)…………… | 133 |

〈地方裁判所〉

| | |
|---|----------------|
| 東京地判昭和 35. 6. 13 労民 11 卷 3 号 628 頁 (久我山病院退職金請求事件)…………… | 266 |
| 名古屋地決昭和 36. 1. 30 労民 12 卷 1 号 49 頁 (倉敷紡績安城工場退職事件)…………… | 45 |
| 福岡地飯塚支判昭和 38. 11. 19 別冊労司 514 号 10 頁 (下崎商事事件)…………… | 106 |
| 東京地決昭和 40. 4. 26 労民 16 卷 2 号 308 頁 (インターナショナル・エア・サービス事件)…………… | 40 |
| 大阪地判昭和 40. 5. 22 労民 16 卷 3 号 371 頁 (橋屋事件)…………… | 44 |
| 東京地判昭和 41. 12. 20 労民 17 卷 6 号 1407 頁 (住友セメント事件)…………… | 68 |
| 東京地判昭和 42. 12. 20 労民 18 卷 6 号 1267 頁 (旭光学事件)…………… | 97 |
| 広島地判昭和 43. 3. 14 労民 19 卷 2 号 401 頁 (中国放送事件)…………… | 226 |
| 盛岡地一関支判昭和 43. 4. 10 労民 19 卷 2 号 522 頁 (小野田セメント大船渡工場退職事件)…………… | 74 |
| 千葉地判昭和 43. 5. 20 行集 19 卷 5 号 260 頁 (茂原市役所結婚退職事件)…………… | 94 |
| 東京地判昭和 43. 7. 16 判タ 226 号 127 頁 (三朝電機事件)…………… | 14 |
| 東京地判昭和 44. 7. 1 労民 20 卷 4 号 715 頁 (東急機関工業事件)…………… | 74 |
| 大阪地判昭和 44. 12. 26 労民 20 卷 6 号 1806 頁 (日中旅行社事件)…………… | 62 |
| 名古屋地判昭和 45. 8. 26 労民 21 卷 4 号 1205 (山一証券結婚退職事件)…………… | 94 |
| 名古屋地判昭和 45. 9. 7 労判 110 号 42 頁 (レストラン・スイス事件)…………… | 154 |
| 奈良地判昭和 45. 10. 23 下民 21 卷 9・10 号 1369 頁 (フォセコ・ジャパン・リミティッド事件) …………… | 15, 16, 65, 66 |
| 津地四日市支判昭和 47. 7. 24 判時 672 号 30 頁 (四日市判決)…………… | 369 |
| 東京地判昭和 48. 2. 6 労判 179 号 74 頁 (大塚印刷事件)…………… | 315 |
| 横浜地川崎支決昭和 49. 1. 26 労民 25 卷 1・2 号 1 頁 (日本工業検査事件)…………… | 247 |
| 横浜地判昭和 49. 6. 19 労民 25 卷 3 号 277 頁 (日立製作所横浜工場事件)…………… | 61, 118 |
| 福岡地判昭和 50. 3. 29 判時 791 号 29 頁 (岩田屋百貨店事件)…………… | 360 |
| 秋田地判昭和 50. 4. 10 労民 26 卷 2 号 388 頁 (秋田相互銀行事件)…………… | 71 |
| 東京地判昭和 50. 7. 15 判時 788 号 101 頁 (ラジオ関東事件)…………… | 226 |
| 徳島地判昭和 50. 7. 23 労民 26 卷 4 号 580 頁 (徳島船井電機事件)…………… | 237 |
| 長崎地大村支判昭和 50. 12. 24 労判 242 号 14 頁 (大村野上事件)…………… | 288 |

| | |
|--|-------------|
| 東京地判昭和 51. 1. 28 労民 29 卷 1 号 104 頁 (青山学院事件)…………… | 302 |
| 旭川地判昭和 53. 12. 26 労民 29 卷 5=6 号 957 頁 (旭川大学事件)…………… | 302 |
| 神戸地決昭和 54. 7. 12 労判 325 号 20 頁 (ブック・ローン事件)…………… | 19 |
| 神戸地判昭和 54. 9. 21 労判 328 号 47 頁 (中本商事事件)…………… | 237 |
| 水戸地龍ヶ崎支判昭和 55. 1. 18 労民 31 卷 1 号 14 頁 (東洋特殊土木事件)…………… | 294 |
| 大阪地判昭和 57. 2. 26 労判 383 号 60 頁 (日本シェーリング事件)…………… | 228 |
| 東京地判昭和 57. 12. 22 行集 33 卷 12 号 2560 頁 (陸上自衛隊第 32 普通科連隊事件)…………… | 97 |
| 千葉地判昭和 60. 5. 31 労判 461 号 65 頁 (昭和電工事件)…………… | 208 |
| 盛岡地判昭和 60. 7. 26 労判 461 号 50 頁 (盛岡市農業協同組合事件)…………… | 237 |
| 名古屋地判昭和 61. 9. 29 労判 499 号 75 頁 (美濃窯業事件)…………… | 14 |
| 大阪地決昭和 61. 10. 17 労判 486 号 83 頁 (ニシムラ事件)…………… | 97, 98, 166 |
| 東京地判昭和 61. 12. 4 労民 37 卷 6 号 512 頁 (日本鉄鋼連盟事件)…………… | 69 |
| 鳥取地判昭和 61. 12. 4 判時 1216 号 32 頁 (鳥取県教員事件)…………… | 74 |
| 福井地判昭和 62. 3. 27 労判 494 号 54 頁 (金井学園福井工大事件)…………… | 19 |
| 名古屋地判昭和 62. 7. 27 労民 38 卷 3=4 号 395 頁 (大隈鉄工所事件)…………… | 347 |
| 神戸地判昭和 62. 9. 7 労判 503 号 23 頁 (神戸高速鉄道事件)…………… | 27 |
| 京都地判昭和 62. 10. 1 労判 506 号 81 頁 (京都福田事件)…………… | 124 |
| 東京地決昭和 63. 1. 19 労判 511 号 53 頁 (書泉事件)…………… | 157 |
| 大阪地決昭和 63. 9. 5 労判 530 号 62 頁 (四天王寺学園事件)…………… | 154 |
| 大塚地判平成元. 1. 26 労民 40 卷 1 号 1 頁 (日産自動車事件)…………… | 70 |
| 名古屋地判平成元. 7. 28 労民 40 卷 4=5 号 463 頁 (光洋運輸事件)…………… | 293 |
| 名古屋地判平成 2. 4. 27 労判 576 号 62 頁 (名古屋埠頭事件)…………… | 293 |
| 東京地決平成 2. 5. 18 労判 563 号 24 頁 (読売日本交響楽団事件)…………… | 302 |
| 東京地判平成 2. 7. 4 労民 41 卷 4 号 513 頁 (社会保険診療報酬支払基金事件)…………… | 71 |
| 静岡地判津支判平成 2. 12. 20 労判 580 号 17 頁 (ニューフジヤホテル事件)…………… | 8 |
| 大阪地判平成 3. 1. 22 労判 584 号 69 頁 (小川重事件)…………… | 346 |
| 東京地判平成 3. 2. 25 労判 588 号 74 頁 (ラクソン事件)〔百選 77〕…………… | 13 |
| 大阪地判平成 3. 3. 29 判時 1383 号 22 頁 (西淀川第 1 次訴訟)…………… | 369 |
| 大阪地決平成 3. 4. 12 労判 588 号 6 頁 (チェース・マンハッタン銀行事件)…………… | 19 |
| 大阪地決平成 3. 5. 9 労判 608 号 84 頁 (全日本建設運輸連帯労組関西地区生コン支部事件)…………… | 382 |
| 大阪地判平成 3. 10. 15 労判 596 号 21 頁 (新大阪貿易事件)…………… | 65 |
| 岡山地判平成 3. 11. 19 労判 613 号 70 頁 (岡山電気軌道 (バス運転者) 事件)…………… | 108, 191 |
| 東京地判平成 4. 1. 21 労判 605 号 91 頁 (セキレイ事件)…………… | 113 |
| 福岡地判平成 4. 2. 26 労判 608 号 35 頁 (九州航空事件)…………… | 348 |
| 東京地判平成 4. 3. 23 労判 618 号 42 頁 (ワールド証券事件)…………… | 365 |
| 福岡地判平成 4. 4. 16 労判 607 号 6 頁 (福岡セクハラ (株式会社丙企画) 事件)〔百選 16〕…………… | 8 |
| 東京地決平成 4. 6. 23 労判 613 号 31 頁 (朝日火災海上保険 (木更津営業所) 事件)…………… | 20 |
| 東京地判平成 4. 12. 21 労判 623 号 36 頁 (昭和女子大学事件)…………… | 166 |
| 東京地判平成 5. 6. 11 労民 44 卷 3 号 515 頁 (生協イーコープ事件)…………… | 273 |
| 前橋地判平成 5. 8. 24 労民 44 卷 4=5 号 567 頁 (東京電力事件)…………… | 386 |
| 福岡地小倉支判平成 6. 4. 19 労判 1360 号 48 頁 (西部商事事件)…………… | 65 |
| 旭川地決平成 6. 5. 10 労判 675 号 72 頁 (損害保険リサーチ事件)…………… | 21, 97 |
| 千葉地判平成 6. 5. 23 労判 661 号 22 頁 (東京電力事件)〔百選 14〕…………… | 61 |

| | |
|--|---------------|
| 東京地判平成 6. 6. 16 労判 651 号 15 頁 (三陽物産事件)…………… | 71 |
| 東京地判平成 6. 9. 7 判時 1541 号 104 頁 (丸山宝飾事件判決)…………… | 348, 349 |
| 横浜地判平成 6. 11. 15 労判 667 号 25 頁 (東京電力 (神奈川) 事件)…………… | 62 |
| 大阪地判平成 7. 7. 5 判時 1538 号 17 頁 (西淀川第 2~4 次訴訟)…………… | 369 |
| 新潟地判平成 7. 8. 15 労民 46 卷 4 号 1198 頁 (富士タクシー事件)…………… | 32 |
| 横浜地決平成 7. 11. 8 労判 701 号 70 頁 (横浜高校事件)…………… | 94 |
| 東京地判平成 7. 12. 25 労判 689 号 31 頁 (三和機材事件)…………… | 201 |
| 長野地上田支判平成 8. 3. 15 労判 690 号 32 頁 (丸子警報器事件)…………… | 53, 72 |
| 東京地判平 8. 3. 28 労判 694 号 65 頁 (岩井金属工業事件)…………… | 228 |
| 東京地判平成 8. 7. 26 労判 699 号 22 頁 (中央林間病院事件)…………… | 33 |
| 広島地判平成 8. 8. 7 労判 701 号 22 頁 (石崎本店事件)…………… | 70, 71 |
| 大阪地決平成 8. 8. 28 労経速 1609 号 3 頁 (穂積運輸倉庫事件)…………… | 108 |
| 東京地判平成 8. 10. 30 労判 705 号 45 頁 (日本電信電話 (西新井電話局) 事件)…………… | 293 |
| 大阪地決平成 8. 12. 16 労判 719 号 89 頁 (ジオス事件)…………… | 302 |
| 東京地判平成 9. 2. 4 労判 712 号 2 頁 (日本自動車振興会事件)…………… | 153 |
| 東京地判平成 9. 2. 4 労判 713 号 62 頁 (株式会社朋栄事件)…………… | 106 |
| 京都地判平成 9. 4. 17 労判 716 号 49 頁 (京都セクハラ (呉服販売会社) 事件)…………… | 8 |
| 東京地判平成 9. 5. 26 労判 717 号 14 頁 (長谷工コーポレーション事件)〔百選 11〕…………… | 142 |
| 東京地判平成 9. 5. 27 判タ 954 号 155 頁 (東日本旅客鉄道事件)…………… | 231 |
| 大阪地判平成 9. 6. 20 労判 740 号 54 頁 (紀伊高原事件)…………… | 302 |
| 札幌地決平成 9. 7. 23 労判 723 号 62 頁 (北海道コカ・コーラボトリング事件)…………… | 22 |
| 大阪地判平成 9. 8. 29 労判 725 号 40 頁 (学校法人白頭学院事件)…………… | 108, 191, 192 |
| 東京地決平成 9. 10. 31 労判 726 号 37 頁 (インフォミックス事件)…………… | 117, 118 |
| 津地判平成 9. 11. 5 労判 729 号 54 頁 (三重セクハラ (厚生農協連合会) 事件)…………… | 8 |
| 東京地判平成 9. 12. 1 労判 729 号 26 頁 (国際協力事業団事件)…………… | 124 |
| 東京地判平成 10. 2. 26 労判 737 号 51 頁 (JR 東海 (新幹線減速闘争) 事件)…………… | 145 |
| 東京地判平成 10. 3. 17 労判 734 号 15 頁 (富士重工業 (研修費用返還請求) 事件)…………… | 142 |
| 大阪地判平成 10. 7. 17 労判 750 号 79 頁 (株式会社大通事件)…………… | 107, 191 |
| 東京地判平成 10. 9. 25 労判 746 号 7 頁 (新日本証券事件)…………… | 142 |
| 大阪地判平成 10. 12. 21 労判 756 号 26 頁 (大阪セクシュアル・ハラスメント (運送会社) 事件)…………… | 364 |
| 神戸地判平成 11. 2. 18 判タ 1009 号 161 頁…………… | 28 |
| 大阪地判平成 11. 3. 29 判時 1688 号 3 頁 (信楽高原鉄道事件)…………… | 340 |
| 長野地佐久支判平成 11. 7. 14 労判 770 号 98 頁 (日本セキュリティシステム事件)…………… | 124 |
| 札幌地判平成 11. 9. 21 労判 769 号 20 頁 (北産機工事件)…………… | 209 |
| 大阪地判平成 11. 10. 18 労判 772 号 9 頁 (全日本空輸 (解雇) 事件)…………… | 208 |
| 東京地決平成 11. 11. 29 労判 780 号 67 頁 (角川文化振興財団事件)…………… | 282, 302 |
| 大阪地判平成 11. 12. 8 労判 777 号 25 頁 (タジヤマ事件)…………… | 336 |
| 東京地判平成 11. 12. 17 労判 778 号 28 頁 (日本交通事業社事件)…………… | 34 |
| 東京地判平成 12. 1. 31 労判 785 号 45 頁 (アーク証券 (本訴) 事件)〔百選 60〕…………… | 167 |
| 東京地判平成 12. 2. 18 労判 783 号 102 頁 (三和事件)…………… | 288 |
| 京都地判平成 12. 4. 18 労判 790 号 39 頁 (マイクロ情報サービス事件)…………… | 21 |
| 大阪地判平成 12. 6. 19 労判 791 号 8 頁 (キョウシステム事件)…………… | 65, 66 |
| 大坂地判平成 12. 8. 28 労判 793 号 13 頁 (フジシール (配転・降格) 事件)…………… | 20 |

| | |
|--|----------------|
| 大阪地判平成 13. 3. 28 労判 807 号 10 頁 (住友化学工業事件)…………… | 70 |
| 東京地判平成 13. 6. 5 労経速 1779 号 3 頁 (十和田運輸事件)…………… | 32 |
| 東京地決平成 13. 7. 25 労判 818 号 46 頁 (日本大学 (定年) 事件)…………… | 89 |
| 東京地判平成 13. 8. 31 労判 820 号 62 頁 (アメリカン・スクール事件)…………… | 31 |
| 静岡地沼津支判平成 13. 12. 26 労判 836 号 132 頁 (山宗事件)…………… | 288 |
| 東京地判平成 14. 2. 28 労判 824 号 5 頁 (東京急行電鉄事件)…………… | 246 |
| 東京地判平成 14. 3. 25 労判 827 号 91 頁 (日本経済新聞社事件)…………… | 133 |
| さいたま地判平成 14. 3. 27 労判 824 号 90 頁 (東光会 (戸田中央看護専門学校) 事件)…………… | 142 |
| 東京地判平成 14. 4. 16 労判 827 号 40 頁 (野村証券 (留学費用返還請求) 事件)…………… | 142 |
| 東京地判平成 14. 4. 22 労判 830 号 52 頁 (日経ビービー事件)…………… | 33, 35 |
| 東京地決平成 14. 6. 20 労判 830 号 13 頁 (S 社 (性同一性障害者解雇) 事件)…………… | 76 |
| 東京地判平成 14. 8. 30 労判 838 号 32 頁 (ダイオーズサービシーズ事件) [百選 25]…………… | 15, 16, 65, 66 |
| 大阪地判平成 14. 11. 1 労判 840 号 32 頁 (和幸会 (看護学校修学資金貸与) 事件)…………… | 142 |
| 札幌地判平成 14. 11. 11 判時 1806 号 84 頁…………… | 60 |
| 仙台地決平成 14. 11. 14 労判 842 号 56 頁 (日本ガイダント仙台営業所事件)…………… | 22 |
| 東京地判平成 14. 12. 25 労判 845 号 33 頁 (日本大学 (定年・本訴) 事件)…………… | 89 |
| 東京地決平成 14. 12. 27 労判 861 号 69 頁 (明治図書出版事件)…………… | 21 |
| 大阪地判平成 15. 1. 22 労判 846 号 39 頁 (新日本科学事件)…………… | 65 |
| 東京地判平成 15. 1. 29 労判 846 号 10 頁 (昭和シェル石油 (賃金差別) 事件)…………… | 70 |
| 東京地判平成 15. 3. 28 労判 850 号 48 頁 (アール企画事件)…………… | 143 |
| 名古屋地判平成 15. 3. 28 労判 851 号 53 頁 (住友軽金属工業 (スミケイ梱包出向) 事件)…………… | 27 |
| 東京地判平成 15. 3. 31 労判 849 号 75 頁 (日本ボラロイド (サイニングボーナス等) 事件)…………… | 143 |
| 東京地判平成 15. 4. 25 労判 853 号 22 頁 (エープライ事件)…………… | 15 |
| 東京地判平成 15. 4. 28 労判 854 号 49 頁 (モーブッサン・ジャパン事件)…………… | 298 |
| 大阪地判平成 15. 5. 14 労判 859 号 69 頁 (倉敷紡績事件)…………… | 62 |
| 大阪地判平成 15. 10. 29 労判 866 号 58 頁 (大阪中央労基署長 (おかざき) 事件)…………… | 326 |
| 東京地判平成 15. 10. 29 労判 867 号 46 頁 (N 興業事件)…………… | 349 |
| 東京地判平成 15. 11. 10 労判 870 号 72 頁 (自警会東京警察病院事件)…………… | 282, 302 |
| 東京地判平成 15. 12. 12 労判 870 号 42 頁 (株式会社 G 事件)…………… | 348 |
| 東京地判平成 15. 12. 19 労判 873 号 73 頁 (タイカン事件)…………… | 302 |
| 東京地判平成 15. 12. 24 労判 881 号 88 頁 (明治生命保険 (留学費用返還請求第 2) 事件)…………… | 142 |
| 東京地判平成 16. 1. 21 判タ 1155 号 226 頁 (芝浦工大事件)…………… | 228 |
| 東京地判平成 16. 1. 26 労判 872 号 46 頁 (明治生命保険 (留学費用返還請求) 事件)…………… | 142 |
| 東京地判平成 16. 3. 26 労判 876 号 56 頁 (独立行政法人 N 事件)…………… | 208 |
| 東京地判平成 16. 5. 28 労判 874 号 13 頁 (ブライツ証券事件)…………… | 273 |
| 横浜地川崎支判平成 16. 5. 28 労判 878 号 40 頁 (昭和電線電纜事件)…………… | 94 |
| 大阪地判平成 16. 6. 9 労判 878 号 20 頁 (パソナ (ヨドバシカメラ) 事件)…………… | 119 |
| 東京地判平成 16. 6. 23 労判 877 号 13 頁 (オプトエレクトロニクス事件)…………… | 118 |
| 大阪地判平成 17. 1. 19 労判 892 号 92 頁 (大タク (支度金返還特約) 事件)…………… | 143 |
| 東京地判平成 17. 1. 28 労判 890 号 5 頁 (宣伝会議事件)…………… | 118, 244 |
| 東京地判平成 17. 2. 23 労判 902 号 106 頁 (アートネイチャー事件)…………… | 65 |
| 大阪地判平成 17. 3. 25 労経速 1907 号 28 頁 (リゾートトラスト事件)…………… | 249 |
| 東京地判平成 17. 7. 12 労判 899 号 47 頁 (株式会社 T 事件)…………… | 348 |

| | |
|---|----------|
| 大阪地判平成 17. 9. 9 労判 906 号 60 頁 (ユタカ精工事件)…………… | 187 |
| 東京地判平成 18. 2. 6 労判 911 号 5 頁 (農林漁業金融公庫事件)…………… | 207 |
| 東京地判平成 18. 2. 15 判時 1938 号 93 頁…………… | 366 |
| 東京地決平成 18. 5. 17 労判 916 号 12 頁 (丸林運輸事件)…………… | 32 |
| 東京地判平成 18. 8. 30 労判 925 号 80 頁 (アンダーソンテクノロジー事件)…………… | 326 |
| 札幌地判平成 18. 9. 29 労判 928 号 37 頁 (NTT 東日本事件)…………… | 20 |
| 宇都宮地判平成 19. 2. 1 労判 937 号 80 頁 (東武スポーツ事件)…………… | 101 |
| 東京地判平成 19. 3. 16 労判 945 号 76 頁 (スカイマーク事件)…………… | 381 |
| 東京地判平成 19. 3. 26 労判 937 号 54 頁 (日本航空インターナショナル事件)…………… | 149 |
| 大阪地判平成 19. 3. 28 労判 946 号 130 頁 (NTT 西日本事件)…………… | 20 |
| 東京地判平成 19. 4. 24 労判 942 号 39 頁 (ヤマダ電機 (競業禁止条項違反) 事件)…………… | 65 |
| 盛岡地判平成 19. 6. 5 判時 1991 号 153 頁…………… | 366 |
| 東京地判平成 19. 9. 10 労判 953 号 48 頁 (全労連府中地域合同労働組合 (トラストシステム) 事件)…………… | 381 |
| 東京地判平成 20. 1. 28 労判 953 号 10 頁 (日本マクドナルド事件)…………… | 84 |
| 東京地判平成 20. 2. 13 労判 955 号 13 頁 (テクノアシスト相模 (大和製罐) 事件)…………… | 320 |
| 東京地判平成 20. 3. 28 労判 965 号 43 頁 (PSD 事件)…………… | 266 |
| 東京地判平成 20. 6. 4 労判 973 号 67 頁 (コンドル馬込交通事件)…………… | 143 |
| 東京地判平成 20. 6. 27 労判 971 号 46 頁 (インターネット総合研究所事件)…………… | 185, 242 |
| 東京地判平成 20. 11. 18 労判 980 号 56 頁 (トータルサービス事件)…………… | 16 |
| 東京地判平成 20. 11. 26 判時 2040 号 126 頁 (ダンス・ミュージック・レコード事件)…………… | 65 |
| 宇都宮地判平成 21. 4. 28 労判 982 号 5 頁 (プレミアムライン事件)…………… | 299 |
| 甲府地決平成 21. 5. 21 労判 985 号 5 頁 (メイコー (仮処分) 事件)…………… | 75 |
| 東京地判平成 21. 6. 29 労判 992 号 39 頁 (昭和シェル石油 (男女差別) 事件)…………… | 70 |
| 大阪地決平成 21. 10. 23 労判 1000 号 50 頁 (モリクロ (競業禁止義務・仮処分) 事件)…………… | 15, 65 |
| 東京地判平成 22. 2. 9 労判 1005 号 47 頁 (三井記念病院 (論旨解雇等) 事件)…………… | 34 |
| 鹿児島地判平成 22. 2. 16 労判 1004 号 77 頁 (康正産業事件)…………… | 137 |
| 東京地判平成 22. 3. 18 労判 1011 号 73 頁 (西濃シェンカー事件)…………… | 208 |
| 東京地判平成 22. 3. 19 判時 2078 号 57 頁 (西松建設ほか事件)…………… | 319 |
| 札幌地判平成 22. 3. 26 労判 1009 号 49 頁 (国 (じん肺・北海道) 事件)…………… | 386 |
| 東京地判平成 22. 3. 30 労判 1010 号 51 頁 (ドコモ・サービス (雇止め) 事件)…………… | 335 |
| 東京地判平成 22. 8. 26 労判 1013 号 15 頁 (東京大学出版会事件)…………… | 186 |
| 大阪地判平成 22. 9. 15 労判 1020 号 50 頁 (フィット産業事件)…………… | 137 |
| 東京地判平成 22. 12. 27 労判 1027 号 91 頁 (サニーヘルス事件)…………… | 97, 98 |
| 東京地判平成 23. 1. 28 労経速 2107 号 14 頁 (東日本旅客鉄道事件)…………… | 28 |
| 東京地判平成 23. 2. 9 労経速 2107 号 7 頁 (日本電信電話事件)…………… | 272 |
| 東京地判平成 23. 3. 30 労判 1028 号 5 頁 (富士ゼロックス事件)…………… | 94 |
| 東京地判平成 23. 4. 28 労判 1037 号 86 頁 (医療法人共生会事件)…………… | 167 |
| 東京地判平成 23. 5. 17 労判 1033 号 42 頁 (技術翻訳事件)…………… | 167 |
| 京都地判平成 23. 7. 4 労旬 1752 号 24 頁…………… | 297 |
| 横浜地判平成 23. 7. 26 労判 1035 号 88 頁 (学校法人大谷学園事件)…………… | 107, 108 |
| 名古屋地判平成 23. 11. 2 労判 1040 号 5 頁 (三菱電機ほか (派遣労働者・解雇) 事件)…………… | 371 |
| 東京地判平成 23. 12. 6 労判 1044 号 21 頁 (デーバー加工サービス事件)…………… | 61 |

| | |
|---|---------------|
| 東京地判平成 24. 1. 13 労判 1041 号 82 頁 (アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー事件)..... | 65, 66 |
| 静岡地判平成 24. 3. 23 労判 1052 号 42 頁 (中部電力ほか (浜岡原発) 事件)..... | 320 |
| 京都地判平成 24. 3. 29 労判 1053 号 38 頁 (立命館 (未払一時金) 事件)..... | 89 |
| 東京地判平成 24. 3. 30 判時 2193 号 107 頁 (日本航空 (客室乗務員) 事件)..... | 309 |
| さいたま地判平成 24. 4. 26 労旬 1785 号 55 頁 (日本ユニ・デバイス事件)..... | 302 |
| 東京地判平成 24. 9. 28 労判 1062 号 5 頁..... | 294 |
| 札幌地判平成 24. 10. 19 労判 1064 号 37 頁 (ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル事件)..... | 255 |
| 神戸地姫路支判平成 24. 10. 29 労判 1066 号 28 頁 (兵庫県商工会連合会事件)..... | 28, 29 |
| 東京地判平成 25. 2. 6 労判 1073 号 65 頁 (教育社労働組合事件)..... | 382 |
| 東京地判平成 25. 2. 28 労判 1074 号 47 頁 (イーライフ事件)..... | 15 |
| 山口地判平成 25. 3. 13 労判 1070 号 6 頁 (マツダ防府工場事件)..... | 179, 184 |
| 東京地判平成 25. 10. 24 労判 1084 号 5 頁 (東陽ガス事件)..... | 235 |
| 東京地判平成 25. 11. 12 労判 1085 号 19 頁 (リコー (子会社出向) 事件)..... | 29 |
| 鹿児島地判平成 26. 3. 12 労判 1095 号 29 頁 (鹿児島県・曾於市 [市立中学校教諭] 事件)..... | 138 |
| 神戸地尼崎支判平成 26. 4. 22 労判 1096 号 44 頁 (阪神バス事件)..... | 277 |
| 福井地判平成 26. 5. 2 判時 2239 号 141 頁 (カワサ事件)..... | 119 |
| 東京地判平成 26. 8. 14 判時 2252 号 66 頁..... | 143 |
| 東京地判平成 26. 11. 26 LEX/DB25505220..... | 336 |
| 静岡地判平成 26. 12. 25 労判 1109 号 15 頁 (東京電力ほか 3 社事件)..... | 5 |
| 福岡地判平成 26. 12. 25 労判 1111 号 5 頁 (環境施設ほか事件)..... | 371 |
| 東京地判平成 27. 3. 27 労経速 2246 号 3 頁 (レガシイ事件)..... | 14 |
| 大阪地判平成 27. 3. 31 労働判例ジャーナル 41 号 62 頁 (東芝メディカルシステムズ事件)..... | 348 |
| 東京地判平成 27. 4. 17 労働判例ジャーナル 42 号 55 頁 (日立製作所ほか事件)..... | 349 |
| 東京地判平成 27. 5. 26 LEX/DB25530266..... | 366 |
| 長崎地判平成 27. 6. 16 労判 1121 号 20 頁 (サカキ運輸ほか事件)..... | 275 |
| 東京地判平成 27. 7. 29 労判 1124 号 5 頁 (日本電気事件)..... | 134, 209, 210 |
| 東京地判平成 27. 9. 9 賃社 1649=1650 号 39 頁..... | 43 |
| 東京地判平成 27. 9. 18 判時 2310 号 126 頁..... | 43 |
| 東京地判平成 27. 9. 25 労経速 2260 号 13 頁 (学校法人 T 大学事件)..... | 35 |
| 東京地判平成 27. 10. 30 労判 1132 号 20 頁 (L 産業 (職務等級降級) 事件)..... | 22 |
| さいたま地判平成 27. 11. 18 労判 1138 号 30 頁 (さいたま市 (環境局職員) 事件)..... | 137 |
| 東京地判平成 28. 1. 18 判タ 1438 号 231 頁..... | 42 |
| 東京地判平成 28. 1. 26 労経速 2279 号 3 頁 (三菱重工業事件)..... | 207 |
| 京都地判平成 28. 2. 18 労判 1151 号 77 頁 (石長事件)..... | 95, 98 |
| 神戸地判平成 28. 3. 16 LEX/DB25542596 (三菱重工業 (河原冷熱工業) 事件)..... | 127 |
| 東京地判平成 28. 3. 28 労判 1142 号 40 頁 (日本アイ・ビー・エム事件)..... | 287, 290 |
| 東京地判平成 28. 4. 19 LEX/DB25542799 (美容院 A 事件)..... | 336 |
| 東京地判平成 28. 4. 27 労働判例ジャーナル 53 号 29 頁 (東京アメリカンクラブ事件)..... | 302 |
| 大阪地判平成 28. 7. 14 労判 1157 号 85 頁 (リンクスタッフ元従業員事件)..... | 65 |
| 東京地判平成 28. 9. 28 労判 1189 号 84 頁 (綜企画設計事件)..... | 209 |
| 東京地判平成 28. 11. 16 労経速 2299 号 12 頁 (ディーコープ事件)..... | 35 |

大阪地判平成 28. 11. 25 労判 1156 号 50 頁 (山元事件)……………137
 津地判平成 29. 1. 30 労判 1160 号 72 頁 (竹屋ほか事件)……………137
 東京地判平成 29. 3. 28 労判 1164 号 71 頁 (エイボン・プロダクツ事件)……………203, 277
 京都地判平成 29. 3. 30 労判 1164 号 44 頁 (福祉事業者 A 苑事件)……………103, 187
 東京地判平成 29. 5. 23 LEX/DB25552925……………232
 東京地判平成 29. 9. 14 労判 1164 号 5 頁 (日本郵便 (東京) 事件)……………53, 86
 東京地判平成 29. 11. 30 労判 1189 号 67 頁 (東京電力パワーグリッド事件)……………209
 東京地判平成 29. 12. 22 労判 1188 号 56 頁 (医療法人社団充友会事件)……………106
 大阪地判平成 30. 2. 21 労判 1180 号 26 頁 (日本郵便 (大阪) 事件)……………53
 東京地判平成 30. 3. 27 LEX/DB25560807 (地位確認等請求事件)……………107
 東京地判平成 30. 3. 28 労働判例ジャーナル 80 号 68 頁 (学校法人河合塾事件)……………107
 東京地判平成 30. 7. 2 労判 1195 号 64 頁 (化学メーカー C 社 (有機溶剤中毒等) 事件)……………3
 福岡地判平成 30. 11. 16 LEX/DB25562367……………365
 東京地判平成 30. 11. 21 労判 1204 号 83 頁 (セブン・イレブン・ジャパン (共同加盟店主) 事件)
 ………………331
 長崎地判平成 30. 12. 7 労判 1195 号 5 頁 (プラネットシーアール・プラネット事件)……………133
 大阪地判平成 31. 2. 7 労働判例ジャーナル 88 号 44 頁……………366
 東京地判令和元. 12. 12 労働判例ジャーナル 96 号 2 頁 (経済産業省職員 (性同一性障害) 事件)……………76
 東京地判令和 2. 3. 4 労判 1225 号 5 頁 (社会福祉法人緑友会事件)……………106
 福岡地判令和 2. 3. 17 労判 1226 号 23 頁 (博報堂事件)……………283

〈労働委員会〉

岡山県労委命令平成 26. 3. 13 厚生労働省労働委員会命令データベース (セブンイレブン・ジャ
 バン事件)……………331
 東京都労委命令平成 27. 3. 17 労判 1117 号 94 頁 (ファミリーマート事件)……………331
 中労委命令平成 31. 2. 6 労判 1209 号 15 頁 (セブンイレブン・ジャパン事件)……………317, 331
 中労委命令平成 31. 2. 6 別冊中央労働時報 1526 号 63 頁 (ファミリーマート事件)……………317, 331

〈編者紹介〉

野田 進 (のだ すすむ)

1974年 神戸大学法学部卒業

1981年 東京大学大学院法学政治学研究科博士後期課程単位
修得退学

現 在 九州大学名誉教授, 法学博士 (九州大学)

鹿野 菜穂子 (かの なおこ)

1983年 九州大学法学部卒業

1988年 九州大学大学院法学研究科博士後期課程単位修得退学

現 在 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

吉永 一行 (よしなが かずゆき)

1998年 京都大学法学部卒業

2003年 京都大学大学院法学研究科博士後期課程指導認定退学

現 在 東北大学大学院法学研究科教授

実務家のための労務相談 (民法で読みとく)

Labor Law for Professionals

2020年12月25日 初版第1刷発行

編 者 野 田 進
鹿 野 菜 穂 子
吉 永 一 行

発 行 者 江 草 貞 治

発 行 所 株 式 有 斐 閣
会 社

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-17

電話 (03) 3264-1314 [編集]

(03) 3265-6811 [営業]

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印 刷 大日本法令印刷株式会社


製 本 牧製本印刷株式会社

© 2020. S. Noda, N. Kano, K. Yoshinaga. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります

ISBN 978-4-641-24339-2

 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。